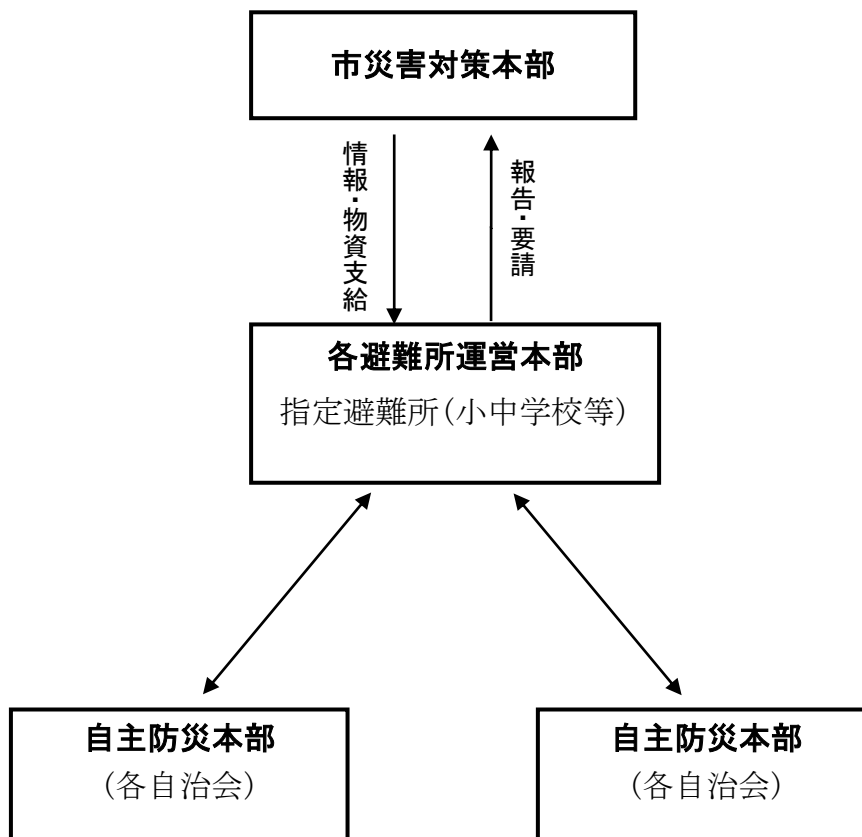


# 三島市自主防災活動マニュアル

## 【災害時に設置が必要となる3つの本部】



三島市  
令和6年5月

近年の自然災害として、地震によるものは、平成 23 年 3 月の東日本大震災や平成 28 年 4 月の熊本地震、令和 6 年 1 月の能登半島地震などがあります。風水害によるものは、令和元年房総半島台風（台風 15 号）、令和元年東日本台風（台風 19 号）、令和 2 年 7 月豪雨など、激甚化・大規模化の傾向があり、被害も甚大となっております。

一方、令和 4 年 1 月 13 日に政府の地震調査委員会が発表した評価では東海沖から九州沖に延びる南海トラフ沿いで M8~9 クラスの巨大地震が 40 年以内に発生する確率が「90%程度」と発表されており、自主防災組織の強化や市民一人ひとりの防災意識の向上は一層求められております。

三島市では、自主防災組織の活動をする上での平常時、災害時の基本的な活動内容や、自主防災活動が活性化するよう市の支援内容を記載した「自主防災活動マニュアル」を平成 28 年 5 月に策定し、毎年記載内容を見直しした上で改訂しております。自主防災活動をする上でわからないときには、このマニュアルを見ていただくことにより、基本的な仕組みなどが理解できるものと考えております。

なお、より一層、理解を深めたいときや疑問点があるときには、お気軽に危機管理課までお問い合わせやご相談をいただければ幸いです。

令和 6 年 5 月

#### 改訂の経緯

平成 28 年 5 月	第 1 版策定
平成 29 年 5 月	第 2 版改訂
平成 30 年 5 月	第 3 版改訂
平成 31 年 5 月	第 4 版改訂
令和 2 年 5 月	第 5 版改訂
令和 3 年 5 月	第 6 版改訂
令和 4 年 5 月	第 7 版改訂
令和 5 年 5 月	第 8 版改訂
令和 6 年 5 月	第 9 版改訂

# 目 次

1 総則	P 1
① 平成 28 年熊本地震の主な教訓	P 2
② 令和元年東日本台風の主な教訓	P 3
③ 令和 6 年度三島市の重点実施事項	P 4
④ 年間スケジュール	P 5
2 自主防災組織の構成	P 6
① 自主防災活動の必要性	P 7
② 自主防災組織の役割	P 8
③ 自主防災組織の構成	P 9
④ 各避難所運営本部と自主防災本部との連携	P 11
⑤ 避難所運営本部の班別の役割	P 12
⑥ 自主防災組織への簡易無線の貸与	P 14
⑦ 自主防災会規約例	P 15
⑧ 自主防災活動に必要な各種台帳	P 17
3 平常時の活動	P 21
① 地区防災計画の作成	P 22
② 防災訓練の実施方法	P 23
③ 防災知識の普及・啓発	P 27
④ 三島市防災指導員	P 28
⑤ 地震体験車の予約	P 29
⑥ 災害時のトイレ啓発講習	P 30
⑦ 市民トリアージ研修会の講師派遣	P 31
⑧ 自衛隊による防災教室	P 32
⑨ 日本赤十字社の講習	P 33
⑩ 「わたしの避難計画」の作成	P 34
⑪ 黄色いハンカチ作戦	P 35
⑫ 避難行動要支援者の支援活動マニュアル（概要）	P 36
⑬ 防災資機材の整備・点検について	P 42
⑭ 防災グッズの貸し出し	P 43
⑮ 備蓄食料の無償配布	P 44
⑯ 防災訓練時の提出書類	P 45
⑰ 家具転倒防止事業	P 47
⑱ 三島市感震ブレーカー設置事業費補助金	P 48
⑲ 小中学生の防災訓練への参加	P 49

4	市主催の訓練・研修会	P 50
①	三島市総合防災訓練（案）	P 51
②	自主防災組織リーダー研修会	P 52
③	風水害時の避難行動訓練（案）	P 54
④	防災力アップ!人材育成講座（案）	P 56
⑤	三島市シェイクアウト訓練（案）	P 58
5	自主防災活動への補助	P 60
①	自主防災組織の防災活動事業費補助金	P 61
6	地震発生時の活動	P 75
①	地震発生時の行動の流れ	P 76
②	地震発生時の行動の 10 のポイント	P 77
③	地震発生直後に優先的に行う活動一覧	P 78
④	各班の活動	P 79
⑤	自主防災本部の設置	P 80
⑥	情報の収集及び伝達	P 82
⑦	救出・救助活動	P 84
⑧	初期消火活動	P 85
⑨	医療救護活動	P 86
⑩	市民トリアージ	P 89
⑪	住民の安否確認	P 90
⑫	高齢者・障がいのある人等の避難支援	P 91
⑬	避難所の開設	P 92
⑭	南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件	P 93
7	風水害対策	P 94
①	風水害対策のポイント	P 95
②	風水害時の情報伝達	P 96
③	避難情報の種類	P 97
④	浸水想定区域の避難場所	P 98
⑤	土砂災害警戒区域の避難場所	P 102
⑥	「マイ・タイムライン」の作成	P 105
8	資料	P 106
①	自主防災活動に関するマニュアル・情報の公開（市HP）	P 107
②	自主防災活動に関するマニュアルの公開（県HP）	P 109
③	令和4年度自主防災組織活動状況アンケート調査結果	P 110
④	静岡県第4次地震被害想定（三島市分抜粋）の概要	P 114

# 1 総 則

## 平成 28 年熊本地震の主な教訓

1. 阪神・淡路大震災と同様に地震の揺れによる被害も脅威であること  
(対応) 昭和 56 年 5 月以前の建物の耐震補強と家具固定を実施
2. 水、食料、生活用品などの救援物資はすぐには支給されないこと  
(対応) ローリングストック法を活用し、最低 3 日分、基本は 7 日分の備蓄を実施
3. 地震が発生すると大規模な土砂災害が発生すること  
(対応) 山・崖崩れの危険が予想される地域に居住している世帯は地震が発生したらすぐに避難
4. 自宅以外の公園、駐車場などに避難する在宅避難者が多く発生すること  
(対応) 自主防災会で車、公園、公民館などに避難している被災者の把握を行い、災害時に地域の拠点となる避難所に報告する
5. 水道、下水道はストップするので、各家庭でのトイレ対策が重要であること  
(対応) 汚物処理剤、ペット用の砂など、各家庭でトイレ対策の備蓄を実施する
6. 高齢者、障がい者、持病を持っている人には、避難生活は過酷であること  
(対応) 建物の耐震補強の実施、また、高齢者等は避難の際、その人特有の生活物品を持参する



【平成 28 年熊本地震の被災の様子】

## 令和元年東日本台風の主な教訓

### 1. 避難しない、避難が遅い人が多かった

台風第19号及び10月24日から26日にかけての低気圧・大雨等による死者は97名で、うち水害による死者が7割以上を占めた

(対応) 避難が必要か、避難にあたってどこが危険かわかるハザードマップにより、事前に、災害リスク情報を理解し、早め、早めの「自らの命は自らが守る」行動をとること

### 2. 屋外で、特に車移動中に被災した人が多かった

台風第19号により屋外で亡くなった50名のうち、車移動中の被災が27名と半分以上で、このうち被災した災害が水害だった方が23名と8割以上を占めた。

(対応) 大事なものは不要な外出を少しでも抑制すること

### 3. 仕事の関係で屋外移動中に被災した人がいた

屋外で亡くなった50名のうち、「工作中」「通勤・帰宅中」の被災が13名、「避難中」「避難呼びかけ中」等の被災が20名にのぼった。

(対応) 台風等で大雨が予想される時は、自治体から発令される避難情報に敏感になること

### 4. 被災箇所について

「洪水」「河川」犠牲者発生場所は浸水想定区域内の割合が高いが、「土砂災害」犠牲者発生場所については、土砂災害危険箇所の範囲外での割合が高い。

(対応) 洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップで自分の住む地域の危険箇所を把握するとともに、ハザードマップ以外の危険箇所がないか普段から確認しておくこと

### 5. 多くの在宅高齢者等が被災した

自宅での死者数では、79%が65歳以上の高齢者であった。また、高齢者や障害者などの要配慮者の避難について課題があった。

(対応) 地域の要配慮者の状況を把握し、平常時から顔の見える関係を築くこと

## 令和6年度 三島市の重点実施事項

---

### 1 自主防災組織の防災力の向上

- (1) 地区防災計画や地区単位での「わたしの避難計画」及び「マイ・タイムライン」作成の推進
- (2) 防災担当役員の複数年の選出
- (3) 自主防災活動の好事例を生かし周知
- (4) 各種防災研修会の実施・支援
- (5) 市民トリアージ研修会の講師派遣

### 2 地域・学校・行政が一体となった避難所開設訓練の実施

避難所運営基本マニュアルの周知

### 3 各家庭での防災力の向上

- (1) 「わたしの避難計画」作成の推進
- (2) 「マイ・タイムライン」作成の推進
- (3) 感震ブレーカー設置の促進
- (4) 建物の耐震補強、水・食料の備蓄、家具の転倒防止

### 4 トイレ対策の強化

避難所及び各家庭でのトイレ対策の啓発強化

### 5 避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）の避難支援の強化

- (1) 民生委員との連携強化
- (2) 誰が誰を助けるのかを定めた「個別避難計画」の策定人数の増加

### 6 風水害時の避難体制の構築

- (1) 避難指示等の避難情報の迅速・的確な伝達及び訓練実施
- (2) 総合防災マップによる自分の住む地域の危険度の周知

### 7 防災教育の充実

小中学生の地域の防災訓練参加の促進



## 年間スケジュール

	研修会・訓練	書類提出・手続き
年間	地域防災訓練、防災教育の実施	自主防災訓練予定申込書 (実施計画書) 提出
4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営の役員選出</li> <li>・土砂災害・浸水想定区域 避難行動連絡票提出 (該 当組織のみ)</li> <li>・自主防災組織等防災事業 費補助金申請受付開始</li> </ul>
5月	自主防災組織事務説明会 (5/13、5/15) 避難所運営会議 (5~7月避難所ごと実施)	自主防災組織編成表提出
6月	風水害時の避難行動訓練 (6/2(日)・該当団体のみ)	
7月	自主防災組織リーダー研修会 (6/11(火)~7/4(木) 各小中学校)	
8月	避難所開設訓練 (7月~12月)	
9月	第1回防災力アップ! 人材育成講座 (9/28(土))	避難行動要支援者名簿受領 (9月より順次)
10月	第2回防災力アップ! 人材育成講座 (中旬以降) 三島市総合防災訓練 (10/6(日))	
11月		
12月		自主防災組織等防災事業費 補助金申請期限 (12月末) <b>【期限厳守】</b>
1月		
2月		自主防災組織等防災事業費 補助金実績報告提出期限 (2月末) <b>【期限厳守】</b>
3月	三島市シェイクアウト訓練 (3/11(火)・希望者参加) 三島市防災講演会(予定)	

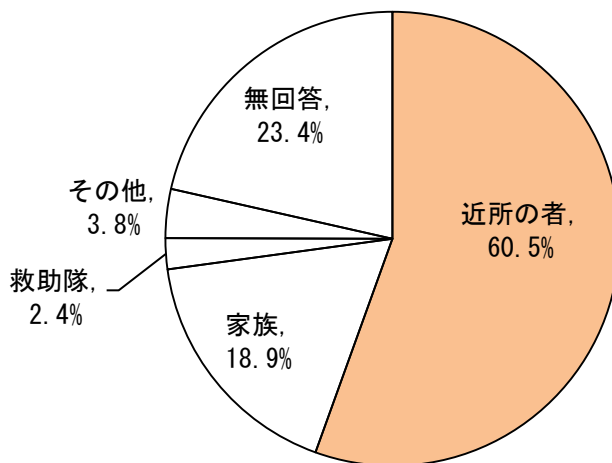
## 2 自主防災組織の構成

## 自主防災活動の必要性

### 教訓1 救出・救助された人の6割が地域の住民に助けられた

被災者をただちに助けることは重要なことですが、大地震のときには消防・自衛隊などの救助隊による救出・救助活動はすぐには期待できません。実際、阪神・淡路大震災で被害者の救出・救助に当たったのは、80%近くが近所の住民や家族でした。自主防災活動に積極的に参加して、災害に強い地域づくりを進めましょう。

#### 阪神・淡路大震災で救出・救助に当たったのは



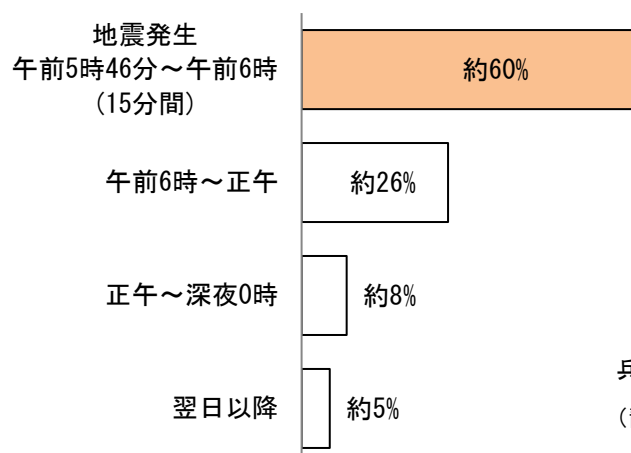
避難所の神戸市民 840 人の聞き取り調査(%)

平成7年2月神戸市消防局調査

### 教訓2 15分以内に約6割の方が亡くなった

阪神・淡路大震災では、死者のうち発生から15分間で約60%の方が、また、約6時間で約86%の方が亡くなっています。いざという時のために、地域の防災訓練等に積極的に参加して、救出・救助や救急救命法を体得しておきましょう。

#### 死亡時間別死者数(阪神・淡路大震災の死者の分析)



兵庫県警の資料により作成

(静岡県地震防災ガイドブック2014より抜粋)

## 自主防災組織の役割

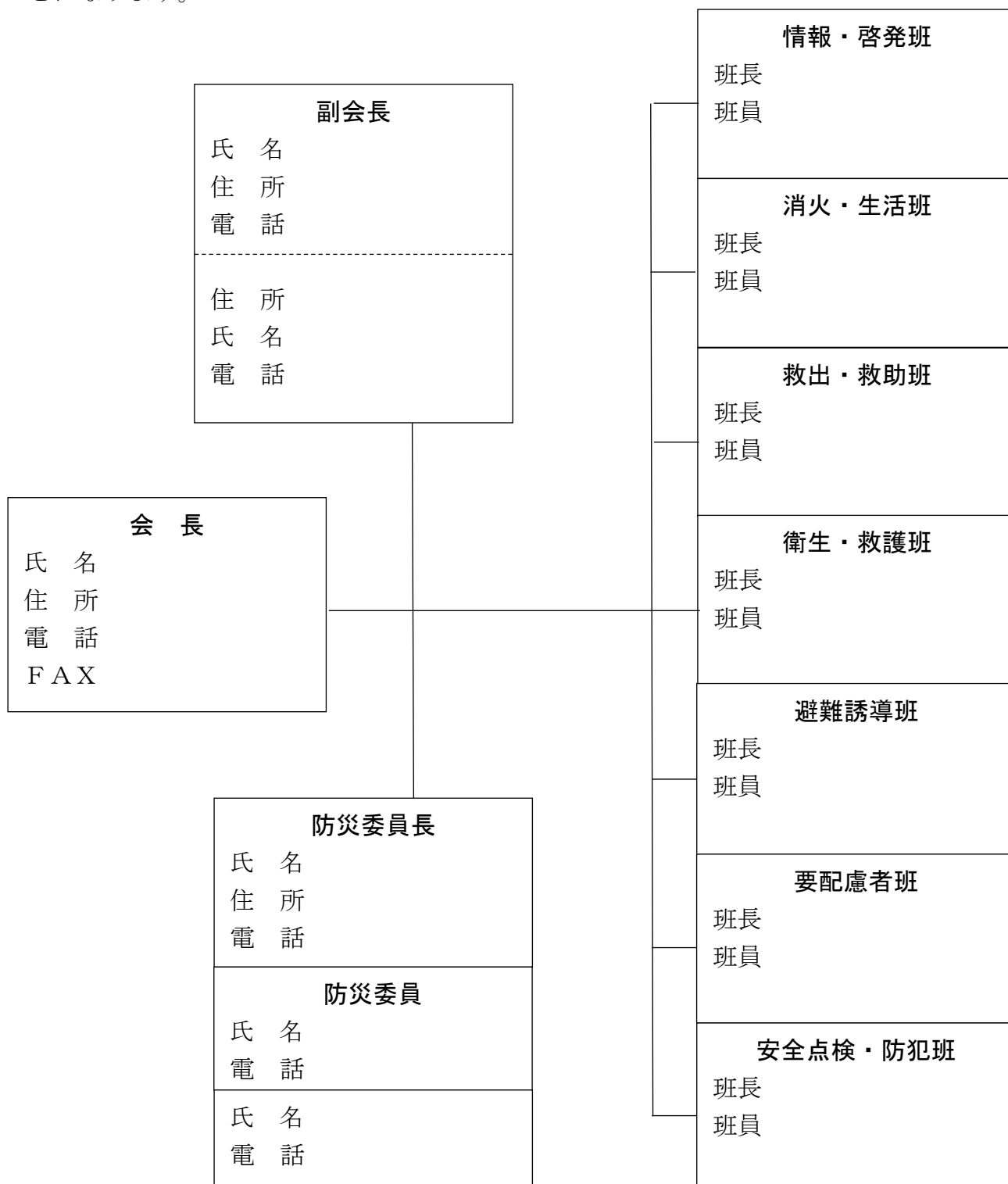
- 自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、地域住民が迅速に協力して行動できるようにするため、日ごろから自然災害に強い地域にすることが重要です。
- 地震が発生した際には、初期消火、被災者の救出・救助や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。
- 自主防災組織の平常時と災害時の主な活動内容は、次のとおりです。

平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災訓練の実施</li> <li>② 防災知識の普及・啓発</li> <li>③ 防災資機材の整備</li> <li>④ 地域内の危険箇所の把握（土砂災害警戒区域・浸水想定区域・災害時の危険箇所）</li> <li>⑤ 避難所運営方法の周知</li> <li>⑥ 高齢者、障がい者等の要支援者への避難支援体制の構築</li> <li>⑦ 風水害時における地域での避難情報連絡体制の構築</li> </ul>
災害時	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 初期消火</li> <li>② 安否確認</li> <li>③ 救出・救助</li> <li>④ 救護活動</li> <li>⑤ 高齢者・障がいのある人の避難支援</li> <li>⑥ 自主防災本部の設置</li> <li>⑦ 避難所運営本部との連携</li> </ul>

## 自主防災組織の構成

自主防災組織は、基本的に会長・副会長・防災委員・班長を中心とした組織体制であり、概ね下の図のような班構成となっています。班編成は各組織の実情にあった変更は可能ですので実効性のあるものにしてください。

また、避難所では並行して関係する自主防災組織で連携して避難所運営組織をつくることとなります。



## ○役員・各班の役割

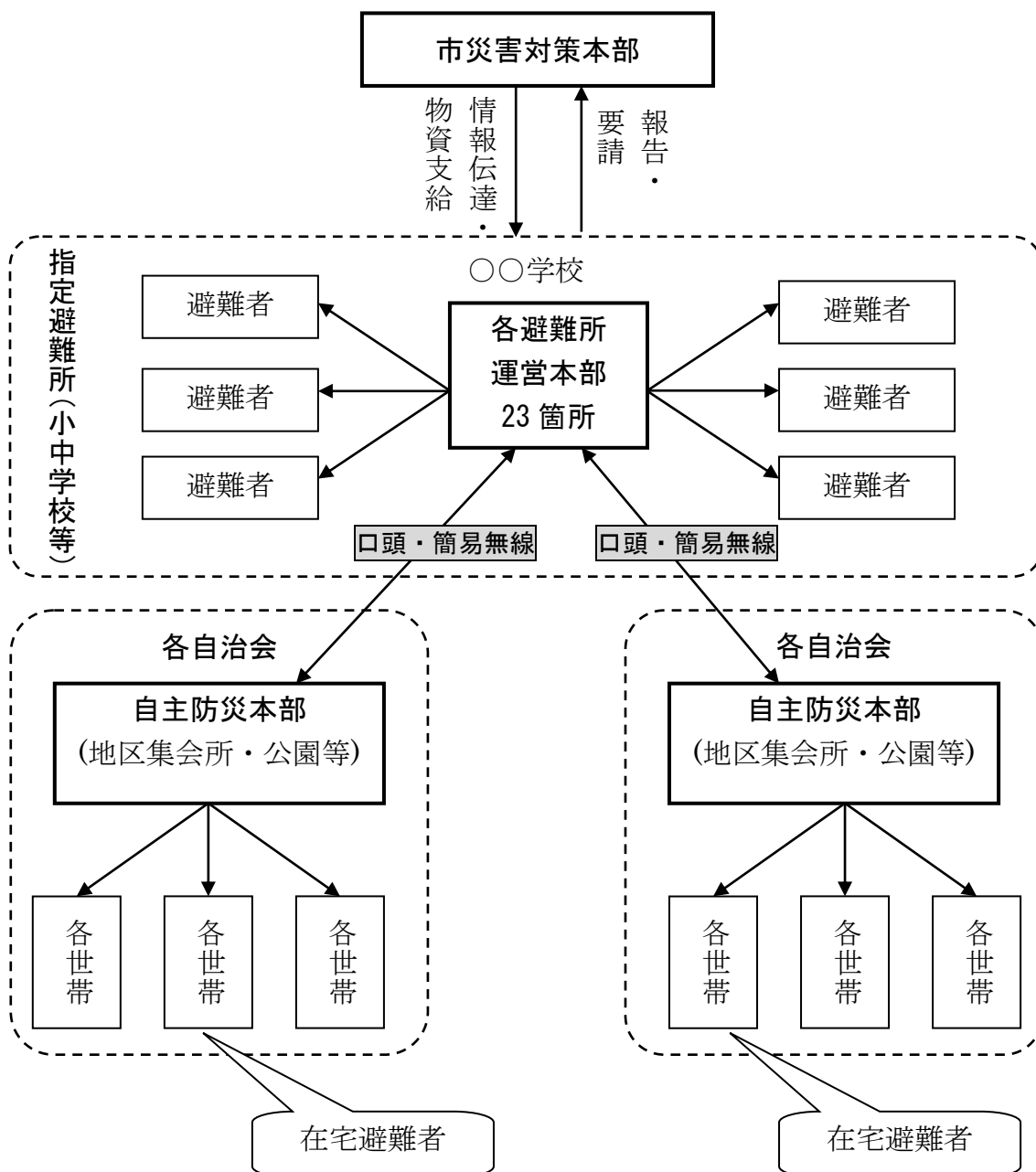
班名	災害時	平常時
会長(副会長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災活動の指揮</li> <li>・自主防災本部の運営(会長の補佐・代理)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本組織の代表としての各班の活動の総括(会長の補佐・代理)</li> </ul>
防災委員長 防災委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長の補佐、各班の統括</li> <li>・自主防災本部の設置</li> <li>・避難行動要支援者名簿、世帯台帳、人材台帳の用意</li> <li>・避難所の立上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練の企画</li> <li>・地域の自主防災地図の作成</li> <li>・自主防災組織編成表の作成</li> <li>・世帯台帳・人材台帳の作成・点検</li> <li>・防災資機材の整備計画の作成</li> <li>・避難所運営基本マニュアルの周知</li> </ul>
情報・啓発班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の被害状況の把握・伝達</li> <li>・市災害対策本部からの情報伝達</li> <li>・デマ防止</li> <li>・避難所運営本部との連絡調整</li> <li>・他自主防災組織との連絡調整、連携</li> <li>・市災害対策本部への被害報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災知識の普及、啓発</li> <li>・自主防災活動の情報収集</li> <li>・安否確認(黄色いハンカチ作戦等)の啓発</li> </ul>
消火・生活班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出火場所の確認</li> <li>・消火活動人員の割振り、活動指示</li> <li>・消防署への連絡</li> <li>・炊き出し及び食料の調達</li> <li>・飲料水・生活必需品等の調達・配分</li> <li>・在宅避難者の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器・可搬式消防ポンプの使用方の指導</li> <li>・消火訓練の実施</li> <li>・感震ブレーカー設置の周知</li> <li>・非常持出品の広報啓発</li> <li>・炊き出し用具の備蓄</li> </ul>
救出・救助班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要救出者の確認</li> <li>・救出人員の割振り・救出指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救出用資機材の調達と整備</li> <li>・救助技術の習得</li> <li>・救出・救助訓練の実施</li> </ul>
衛生・救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬送人員の割振り</li> <li>・重傷者・中等症者の搬送</li> <li>・軽症者の応急処置</li> <li>・食中毒・伝染病の予防</li> <li>・し尿処理対策の実施</li> <li>・ごみの収集所の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急手当や衛生知識の普及</li> <li>・トイレ対策の啓発</li> <li>・ごみ処理対策の検討</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導の指揮</li> <li>・安否確認情報の収集</li> <li>・安否不明者の取りまとめ</li> <li>・在宅避難者の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集会所・危険箇所の安全点検</li> <li>・避難訓練の実施</li> </ul>
要配慮者班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者(高齢者、障がい者)の避難誘導</li> <li>・要配慮者の安否確認の指揮</li> <li>・要配慮者の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿の作成協力</li> <li>・避難支援の個別避難計画の作成</li> </ul>
安全点検・防犯班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブレーカー遮断の実施・ガス等の消し忘れ防止の周知</li> <li>・地域内の安全点検</li> <li>・盗難等犯罪の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災倉庫の防災資機材の管理・点検</li> <li>・地域内の巡回点検</li> <li>・地域の危険物調査</li> <li>・防犯訓練の実施</li> </ul>

※27ページの動画「自主防災組織の活動班の役割」も参考にしてください。

## 各避難所運営本部と自主防災本部との連携

市災害対策本部からの情報や救援物資は、市内 23 箇所の避難所運営本部を基点とし、自治会ごとの各自主防災本部を経由して各世帯に伝達、支給されることとなります。自主防災組織と指定避難所との連携が重要です。避難所運営本部は、関係する自主防災組織からそれぞれ役員を選出していただき運営されることとなります。

**※ 在宅避難者の状況は、各自主防災本部で把握し、避難所運営本部を通じて市災害対策本部に報告し、支援を受けることとなります。**



## 避難所運営本部の班別の役割

避難所運営本部の各班は、指定避難所に関する自主防災組織が連携して組織することとなります。

※27ページの動画「自主防災組織の活動班の役割」も参考にしてください。

班名	役 割	
本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営本部の設置</li> <li>・避難所運営本部の活動の統括</li> </ul>	
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長の補佐</li> </ul>	
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営本部の事務局設置</li> <li>・避難所運営の記録</li> <li>・生活ルール作成</li> <li>・総合相談窓口の設置</li> <li>・トラブルへの対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスコミへの対応</li> <li>・各地域の自主防災本部との連絡調整</li> <li>・レクリエーション活動の企画</li> </ul>
避難者管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の受付</li> <li>・避難者名簿の作成・管理</li> <li>・避難者情報（安否情報）の公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者への問い合わせの対応</li> <li>・居住組の再編成</li> </ul>
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲示板の設置</li> <li>・情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所内への情報提供</li> <li>・各自治会（地域）への情報提供</li> </ul>
食料・物資班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の確保</li> <li>・食料の調達</li> <li>・炊き出しの実施</li> <li>・食料・物資の支給対象者の把握</li> <li>・水・食料・物資の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水・食料の支給</li> <li>・水・食料の在庫管理</li> <li>・物資の在庫管理</li> <li>・物資の支給</li> <li>・在宅避難者への支給</li> </ul>
施設管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の誘導</li> <li>・避難所のレイアウト作成</li> <li>・特設公衆電話の設置・管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所の改善</li> <li>・防災・防犯対策</li> </ul>
保健・衛生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護活動</li> <li>・トイレの設置・管理</li> <li>・水の管理</li> <li>・衛生管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ置場の管理</li> <li>・清掃の実施</li> <li>・ペット対策</li> <li>・仮設風呂の管理</li> </ul>
要配慮者支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者の避難状況の把握</li> <li>・福祉避難所への搬送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者用相談窓口の設置</li> <li>・外国人への対応</li> </ul>
女性班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性用相談窓口設置</li> <li>・女性への配慮事項の状況把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども等への支援</li> <li>・福祉避難所への搬送支援</li> </ul>
ボランティア班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアのニーズ把握</li> <li>・ボランティアの要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの受け入れ</li> <li>・各班にボランティアの振り分け</li> </ul>



年度当初に各学校又は市から各班の役員を選出を依頼いたします

## 年度 避難所運営本部組織図



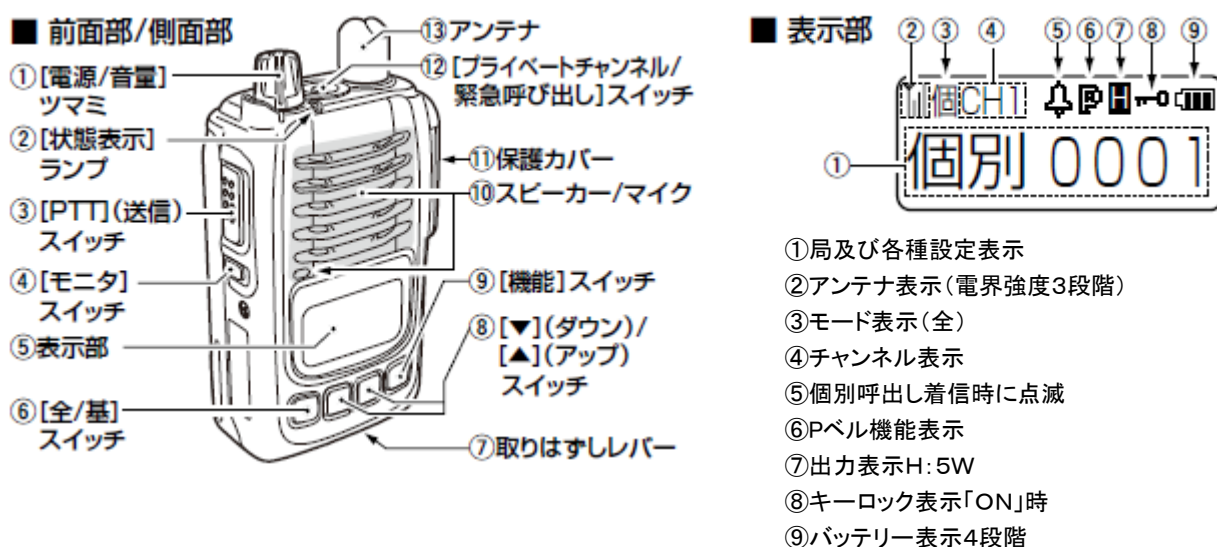
この様式はサンプルです。  
必要に応じて、副本部長を増員したり、班を統合することも可能です。

## 自主防災組織への簡易無線の貸与

災害時に各地域の自主防災本部と避難所との連絡手段を確保するため、平成29年度から令和元年度までに全自主防災組織（143団体）に簡易無線を貸与しました。

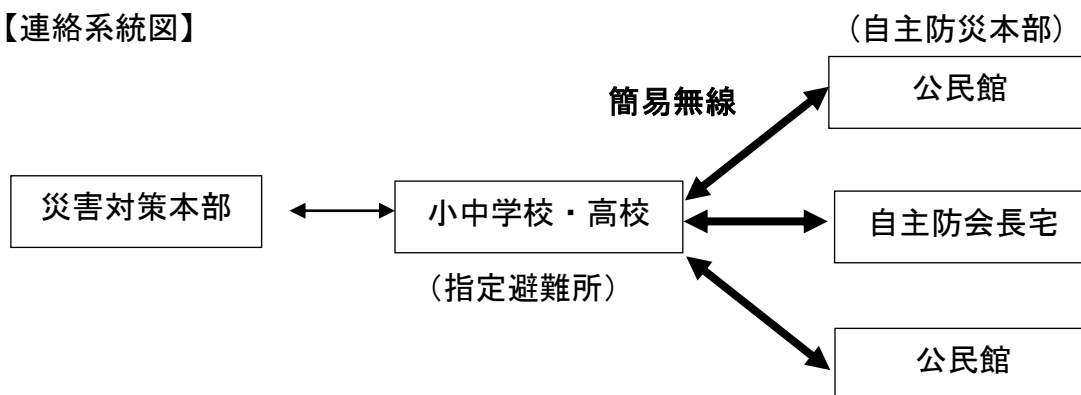
### 使用方法

- ① [電源/音量] ツマミを回して電源を入れて音量を調整する
- ⑧ [▼/▲] スイッチで別紙一覧表の通りチャンネルを設定する
- ③ [PTT (送信)] スイッチを押しながら⑩マイクに話す
- 用件が終わったら③ [PTT (送信)] スイッチを離す



【運用時間】 約 17 時間 ※送信 5、運用 5、待ち受け 90 の割合で使用した場合

### 【連絡系統図】



## 自主防災会規約例

(名称)

**第1条** この会は、(以下「本会」という。)と称する。

(事務所の所在地)

**第2条** 本会の事務所は、に置く。

(目的)

**第3条** 本会は、「自らの地域は皆で守る」という信念に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

**第4条** 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること
- (3) 地震等の発生時における自主防災本部の設置、初期消火、住民の安否確認、救出・救助、医療救護活動、高齢者・障がいのある人等の避難支援、避難所との連携等の応急対策に関すること。
- (4) 防災資機材等の備蓄及び点検に関すること
- (5) 防災訓練の実施に関すること
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

**第5条** 本会は 自治会にある世帯をもって構成する。

(役員)

**第6条** 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 防災委員長 1名
- (4) 防 災 委 員 若干名
- (5) 班 長 各班1名
- (6) 監 査 役 若干名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は2年とする。ただし再任することができる。

(役員の仕事)

**第7条** 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し会長が事故のあるときは、その職務を行う。

3 その他の役員は、役員会の構成員となり会務の運営にあたる。

4 監査役は、会の会員を監査する。

(会議)

**第8条** 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

**第9条** 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし必要がある場合は、臨時に開催することが出来る。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事
- (3) 事業計画に関する事
- (4) 予算及び決算に関する事
- (5) その他、総会が特に必要と認めた事

5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

**第10条** 役員会は、役員によって構成する。

2 役員会は次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべき事
- (2) 総会により委任された事
- (3) その他役員会が特に必要と認めた事

(防災計画)

**第11条** 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における当組織の編成及び役割分担に関する事
- (2) 防災知識の普及啓発に関する事
- (3) 防災訓練の実施に関する事
- (4) 第4条第3号に規定する地震等の発生時における応急対策に関する事

(会費)

**第12条** 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

**第13条** 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

**第14条** 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(会計監査)

**第15条** 会計監査は毎年1回監査役が行う。ただし必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

**附 則**

この規約は 年 月 日から適用する。

## 自主防災活動に必要な各種台帳

自主防災活動に必要な台帳や名簿は、「組織の役員は誰なのか」、「災害時に技術的に活用できる人はいるのか」、「特に支援を必要とする人はどこにいるのか」などを把握するために必要なものです。各団体で工夫して実情にあった台帳を作成しましょう。

### 1 災害時の市民行動計画

各組織の基本的な事項、各班の編成、避難場所、救護施設などを多くの住民に周知しておくための基本的な計画です。※様式集「災害時の市民行動計画」参照

2019. 4

◆自主防災組織の役員・災害時に必要な施設

自主防災組織	団体名	
	会長	電話 ( )
	副会長	電話 ( )
	本部の位置	
	防災倉庫位置	
地震発生時	防災倉庫の鍵の保管者	電話 ( )
	防災資機材	別紙一覧のとおり
風水害時の避難場所	一時避難地	
	避難所	小・中学校
救護施設(近隣の施設に○印記入)	一時避難地	学校
	避難所の倉庫の鍵の保管者	電話 ( )
	風水害時の避難場所	公民館(土砂災害警戒区域内不可)
救護施設	救護所	錦田小学校・西小学校・中郷西中学校・順天堂大学
	救護医院	[旧市内地区] 鈴木整形外科医院(泉町)、山口医院(栄町)、 三島メディカルセンター(南本町)、辻林内科(加茂川町)、 川崎内科医院(北田町)、がくとう整形外科クリニック(南町)
		[北上地区] 芹沢病院(幸原町)、とくら山口医院(徳倉)、 渡辺整形外科(萩)
	救護病院	[中郷地区] 後藤医院(梅名)、三愛医院(中島)、 高野内科循環器科クリニック(長伏)、三島共立病院(八反畑)、 川島胃腸科外科クリニック(松本)、斉藤医院(大場)
市災害対策本部	JCHO 三島総合病院(谷田/災害拠点病院)、 三島東海病院(川原ヶ谷)、三島中央病院(緑町)	
		電話 983-2650 975-3111 (市役所代表番号)

### 災害時の市民行動計画

地震(災害)発生

身の安全の確保



3つの安全確保行動 1-2-3

まず深く 隠れろり 動かない (出典：日本シェイクアウト協議会)

身の回りの状況確認(揺れがおさまる)

○火元の確認 ○家族の安全確認 ○靴を履く ○出口の確保

ガス元栓閉める  
電気ブレーカーを切る

情報収集・隣近所の状況確認

○ラジオをつける! ○同報無線を聞く ○隣近所の被害状況確認

一時避難地(地区集会所・近くの公園等)に避難  
→地域で協力した自主防災活動

○初期消火 ○住民の安否確認 ○救出・救助  
○救護活動 ○高齢者等の避難支援 ○避難所開設

地区集会所、駐車場に自主防災本部設置

自宅が焼失・全半壊

指定避難所(小中学校等)のグラウンドに集合

体育館で避難生活

自宅が無事・余震でも大丈夫か確認

自宅で避難生活

○プライバシーが確保できる  
○食料や布団などの生活物資が備わっている

※自主防災組織の各世帯に配布し、災害時の市民の行動や必要な施設を周知するための資料です。

### 2 世帯台帳

世帯ごとの氏名、住所、家族の人数などについて記入する各団体の構成員の基本的な台帳で、安否確認の際にも活用できます。ただし、プライバシーに関する項目については当事者の了解を得る、または書かなくてもよいとするなどの配慮が必要です。※様式集「世帯台帳」参照

17

世帯台帳

自主防会	組
------	---

NO.	世帯主氏名	住所	安否確認 (確認済に○)	家族の人数	地域で避難支援が必要な人の人数			備考 (災害時に生かせる資格・特技)
					乳幼児・ 幼児	高齢者	その他	

3 人材台帳

災害時の救護活動や救出・救助活動、情報通信などに活用できる資格・技能を持った人材を把握するための台帳です。この台帳を整備することにより自主防災組織の防災力をアップさせることが期待できます。※様式集「人材台帳」参照

災害時活用人材台帳

団体名	
-----	--

災害時に生かせる資格・特技	氏名	住所	組	職種	NTT電話	携帯電話

4 避難行動要支援者名簿

市が作成する災害時に避難支援が必要な高齢者、障がい者等の要配慮者の名簿です。この名簿をもとに災害時に地域で誰が誰を助けるかを計画する基礎となる名簿です。

《様式1》

自主防災会・自治会・町内会 年 月 日作成

三島市避難行動要支援者名簿

番号	氏名	フリガナ	性別	生年月日	年齢	住所又は居所	電話番号等	組・班等	避難支援等を必要とする事由					個別支援計画	安否確認	備考	
									要介護	障がい	難病	高齢独居	高齢世帯				その他
1	三島 太郎	シマ タロウ	男	昭和〇年〇月〇日	80	北田町4番47号	983-0000	2組									新規
2	三島 花子	シマ ハナコ	女	昭和〇年〇月〇日	82	北田町4番47号	983-0000	2組									
3	大社 桜	オウシキ サクラ	女	平成〇年〇月〇日	45	北田町99番99号	000-9999	3組									
4	湧水 清	ユウスイ キヨシ	男	昭和〇年〇月〇日	78	北田町0番0号	000-1234	8組									
5																	

## 5 要配慮者の避難支援に関する「個別避難計画」

避難行動要支援者名簿の掲載者について、市、民生委員、自主防災組織が協力して、災害時に避難支援を行う人や避難場所、緊急連絡先等を記載した個人ごとに作成する避難支援計画です。

**《様式2》 個別避難計画**

この個別避難計画は、避難行動要支援者が避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、災害時における安否確認や避難行動の支援等を受けるために作成するものですが、同意によって、災害時の避難支援等が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援を実施する者は法的な責任や義務を負うものではありません。

三島市長 あて  
私は、上記の内容を理解し、また、三島市避難行動要支援者計画の趣旨に賛同し、下記の情報について、三島市が自主防災組織(自治会・町内会)、民生委員・児童委員及び避難支援者に提供することに同意します。

令和 年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_

【※代理の方が記載する場合】代筆者氏名 \_\_\_\_\_ (本人との関係) \_\_\_\_\_

作成者	自主防災組織 (自治会・町内会)	〇〇自治会	組・班等	2組	民生委員	三島 桜						
	フリガナ氏名	ミシマ タロウ 三島 太郎	性別	男	作成年月日	令和 2年 4月 1日						
三島市・民生委員 避難行動要支援者	住所(居所)	三島市北田町4番47号			自宅電話	983-0000						
	生年月日	〇年 〇月 〇日 (80歳)			携帯電話	000-9999-9999						
	避難行動要支援者対象区分	介護認定者 (□要介護3・□要介護4・□要介護5) 身体障害者手帳所持者 (□1級・□2級< >) □療育手帳A所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 (□1級・□2級) □難病患者 高齢者 (□一人暮らし(80歳以上)・ <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者(80歳以上)のみ世帯) □その他 ( )										
	病名	筋萎縮性側索硬化症	かかりつけ医療機関	せせらぎ病院	電話番号	055-999-9999						
	デイサービス等利用状況	利用施設等	みしまデイ	利用状況	曜日	月	火	水	木	金	土	日
	本人状況・家族構成等	妻と2人暮らし、息子夫婦が〇〇で暮らしており、時折様子を見に来ている。										
	災害時に配慮しなければならない事項	<input checked="" type="checkbox"/> 立つことや歩行がむずかしい      □言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input checked="" type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 状況(危険)の判断がむずかしい      □顔を見ても知人や家族とわからない 避難する時に誰かに介助して欲しい( <input checked="" type="checkbox"/> 支えが必要・□杖・□歩行器・□車イス)										
	緊急時の家族等の連絡先											
		氏名	住	所	電話番号	本人との関係						
		1 三島 次郎	三島市北田町〇番〇号			000-9999	子					
	2 三島 桜子	三島市北田町〇番〇号			自治会・町内会記入欄	00-9999	子の妻					
自治会(自主防災組織)	避難支援者	氏名(団体名)	住			所	電話番号	本人との関係				
		1 〇〇防災会組長										
		2 三島 支援	三島市北田町〇番〇号				555-5555	隣家				
	一時避難地	〇〇公園			避難所	〇〇小学校						
特記事項												

## 6 土砂災害・浸水想定区域避難行動連絡票

風水害時に市から避難対象世帯への避難情報を自治会長経由で伝達するための書類です。該当する自主防災会には年度当初に作成し、市に提出していただいています。

土砂災害・浸水想定区域避難行動連絡票				平成 年 月 日		
1 自治会名						
地区公民館・公共施設		市指定避難所				
2 役員連絡先						
役職	氏名	住所(三島市)	NTT電話番号(自宅)	携帯電話番号		
会長						
副会長						
副会長						
3 避難対象地区連絡先						
整理番号	箇所番号	災害区分	区域名	区域代表者	住所	連絡先

## 7 防災資機材保管台帳

防災倉庫などに保管している防災資機材の台帳です。この台帳をもとに計画的に防災資機材を点検及び整備していくこととなります。

防災資機材等保管台帳						年 月 日現在	
自主防災組織名:			組数:		世帯数:		人数:
資機材等名	現整備数	標準300世帯の整備基準	資機材等名	現整備数	標準300世帯の整備基準		
情報伝達用資機材			救護用資機材				
メガホン			担架				3
電池メガホン		3	救急セット				10
簡易無線機		1	簡易ベッド				
トランジスタラジオ			三角巾				
消火用資機材			さらし				
消火器		10	避難用資機材				
消火器格納箱		10	強カライト				6
バケツ		30	標旗				6
砂袋		200	胸章				6
C級可搬ポンプ式		2	ロープ				1
障害物除去用資機材			避難生活用資機材				
バール		5	発電発電機				1



### 3 平常時の活動

## 地区防災計画の作成

### 1 地区防災計画とは

東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識されました。

その教訓を踏まえて、地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました。(平成26年4月1日施行)

詳細

地区防災計画ガイドライン

検索

### 2 地区防災計画作成の手引き

市では、この地区防災計画の作成を支援するために、計画のひな形に注意点を記載した「地区防災計画作成の手引き」を作成しました。計画に定めなければならない内容や決まった様式等はありませんが、計画を作成する際にご活用ください。

詳細

三島市 地区防災計画の手引き

検索



### 3 地区防災計画の実例

「地区防災計画」は自主防災組織が三島市防災会議に対して提案を行い(計画提案)、その提案を受けて三島市防災会議が、三島市地域防災計画に地区防災計画を定めることができます。現在、自主防災組織が作成した8地区の地区防災計画について三島市地域防災計画に位置付けています。



詳細

三島市 地区防災計画

検索

## 防災訓練の実施方法

### 1 効果的な訓練実施のポイント

- 災害時と同じ行動を訓練に取り入れることによる実践的な訓練
- 参加者を多く集めるため、自治会のイベントと抱き合わせて実施
- 多人数参加の訓練は年1回維持し、少人数による目的別の訓練の実施
- 市から無償提供可能な備蓄食料を参加者に配布
- 会場での訓練に参加できない方は、黄色いハンカチ作戦による自宅での安否確認の掲示のみでの参加も認める

### 2 三島市への書類提出

- (1) 訓練実施1ヶ月前 様式集「自主防災訓練予定申込書(実施計画書)」  
 (2) 訓練実施後 様式集「自主防災訓練実施報告書」

### 3 実施方法

(静岡県防災訓練事例集 「だって、みんなで助かりたいもん！」参照)

災害時の実施事項	訓練の実施内容
自主防災組織本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主防災本部の開設</li> <li>● 収集した情報を地図・ホワイトボードに記載</li> <li>● 自主防災組織災害対応訓練(イメージTEN)</li> <li>● 組織図の班別に役割の確認</li> </ul>
初期消火	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消火器・バケツリレーによる消火訓練</li> <li>● 可搬ポンプによる消火訓練</li> </ul>
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 黄色いハンカチ作戦を活用した安否確認の実践</li> <li>● 世帯名簿の活用方法を確認</li> </ul>
救出・救助	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毛布等を使った簡易担架づくり</li> <li>● 担架搬送訓練</li> <li>● 車のジャッキを使用した救出訓練</li> </ul>
救護活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救護訓練</li> <li>● 応急手当</li> <li>● AED講習</li> <li>● NPO 災害・医療・町づくりによる市民トリアージ講習</li> </ul>
高齢者・障がいのある人の避難支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難行動要支援者名簿による高齢者宅等の確認</li> <li>● 車椅子、おんぶ等による避難支援</li> </ul>
避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所開設訓練(関係する自主防災組織と連携)</li> <li>● 避難所運営ゲーム(HUG)</li> <li>● 避難所の市防災倉庫内の資機材の周知</li> </ul>

炊き出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 炊き出し訓練</li> <li>● 給水訓練</li> </ul>
危険箇所の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害図上訓練（D I G）</li> <li>● 土砂災害警戒区域・浸水想定区域の現地確認</li> </ul>
防災資機材の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災倉庫内の資機材の展示及び説明</li> <li>● 発電機、可搬ポンプ、ろ水機等の動作点検</li> <li>● 簡易トイレの設置</li> </ul>

#### 4 訓練の課題と工夫した訓練の実施方法

##### (1) 実践的な防災訓練の実施

課題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多人数参加の訓練であると参加者全員に訓練内容を伝えることが難しい、見ているだけの人が多い</li> </ul>
改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多人数参加の訓練は年1回維持</li> <li>● 一定の人数による目的別の訓練を実施</li> </ul>

##### (2) 小中学生の参加促進

課題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小中学生の参加が少ない</li> <li>● 9月上旬は行事、テスト週間があり参加が困難</li> </ul>
改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 12月第1日曜日の地域防災の日に訓練を実施</li> <li>● 避難所単位で一斉に訓練を実施</li> </ul>

##### (3) 市民行動フローに沿った訓練

課題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震発生時の行動フローを周知したい。</li> <li>● 一時避難地、避難経路、避難所の位置を周知したい</li> </ul>
改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行動フローに沿って、一時避難地→避難経路→避難所とそれぞれの場所を実際に多くの住民で確認しながら避難</li> <li>● 地域の中での危険と思われる家屋、ブロック塀、電柱などを確認</li> </ul>

##### (4) 自主防災本部の設置運営

課題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本部の位置が明確でない</li> <li>● 役員が設置手順を熟知していない</li> </ul>
改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本部設置の設置手順、準備物（地図、名簿、マジック、鉛筆など）の確認</li> <li>● イメージTENによる図上訓練によるシミュレーション</li> <li>● テントを建て住民に本部の位置を周知</li> </ul>

(5) 各班員の役割の周知

課題点	● 組織名簿はあるが名前だけで役割が周知できない
改善策	● 27ページの動画「自主防災組織の活動班の役割」を視聴 ● 班単位で集まり、役割や行動、準備物を話し合いイメージトレーニングや不足するものの確認を行う

(6) 安否確認訓練

課題点	● 安否確認の方法が明確でない
改善策	● 世帯名簿を作成→安否確認のチェックを実践 ● 黄色いハンカチ作戦を取り入れ、より多くの参加を図る

(7) 高齢者、障がい者の避難支援

課題点	● 高齢者、障がい者の支援の方法が分らない
改善策	● 高齢者宅を組単位で確認→支援する人を特定 ● 担架、車椅子など実際の避難の手法を実践

(8) 防災倉庫の資機材の周知

課題点	● 防災倉庫に何が入っているか一部の人しか知らない ● 資機材の使用方法が分らない
改善策	● 資機材をすべて出して、実際に多くの住民に見てもらい、使ってもらい

(9) 市防災倉庫の資機材の使用訓練

課題点	● 防災資機材の使用方法が分らない
改善策	● 危機管理課職員の立ち会いのもと、リストで備蓄している備品を見ながら説明を受ける ● ろ水機の使用方法、仮設トイレ等を設置する

(10) 避難所の運営訓練

課題点	● 避難所運営方法が良く分らない、決まってない
改善策	● 避難所単位で連携し、実践的な訓練を実施 ● 体育館での受付、入室の方法を確認 ● 避難所のレイアウトを設置 ● グラウンド、体育館の自主防災組織の配置確認

# 【訓練の参考となる市ホームページ動画】

<p>自主防災組織の活動班の役割</p>	<p>災害時のトイレ対策</p>
	
<p>重量物除去訓練</p>	<p>発電機のメンテナンスの方法</p>
	
<p>車いすによる避難支援</p>	<p>家具の固定方法</p>
	

詳細は

三島市 防災 動画

検索



## 防災知識の普及・啓発

「自らの地域は皆で守る！」ためには、地域住民の防災意識の向上が何より重要です。また、自主防災組織で班別の役割や体制を決めても、多くの住民に周知できなければ災害時に機能しません。そのため、自主防災活動の強化の一步となる研修会や勉強会等を開催しましょう。危機管理課職員や派遣講師による出前講座の実施やさまざまな相談等を受けますので、お気軽にお声がけください。

### 1 出前講座・訓練

#### (1) 出前講座の説明内容

- 防災の基礎的な話
- 三島市の地震等の被害想定
- 避難所の運営
- 三島市の地震等の被害想定
- 地震発生時の行動
- 風水害発生時の行動
- 過去の大規模災害の教訓
- 三島市の取組
- 住宅の安全対策（耐震化対策等）、避難経路沿い等のブロック塀等安全対策



#### (2) 災害図上訓練

- D I G（地域の危険箇所を把握）
- イメージT E N（災害時の組織の対応を具体的に考えるシミュレーション）
- H U G（避難所運営ゲーム）

#### (3) 災害時のトイレ対策講習

- 便座を使った携帯トイレの使用方法や効果を確認できます（3-⑥参照）

#### (4) 講師派遣

- 防災指導員の派遣（3-④参照）
- 市民トリアージ研修会の講師派遣（3-⑦参照 防災活動事業費補助金対象）
- 自衛隊による防災教室（3-⑧参照）
- 日本赤十字社の講習（3-⑨参照）

### 2 実施日

危機管理課職員と事前に相談の上決定  
（休日の午前及び平日の開催対応）

### 3 依頼方法

様式集「出前講座・訓練実施依頼申請書」  
を危機管理課に提出



## 減災のための対策や災害図上訓練の指導を行う

### 三島市防災指導員

三島市防災指導員とは、地域防災力向上のため、自主防災組織や学校などで行われる図上訓練や防災研修会、避難所開設訓練において、細かな訓練指導や情報提供を行う市民ボランティアです。平成14年に創設されてから、防災士やベテラン防災委員等のほか、防災に対して熱意があり、防災活動の指導者として適任であると市が認めた人に依頼しており、現在は15名で活動しています。

出前講座の講師や防災訓練の指導者として防災指導員の派遣を希望される場合は、危機管理課までお問い合わせください。

#### ○活動内容

- ・ 地域での防災意識の向上の啓発
- ・ 防災訓練実施の指導
- ・ 自主防災組織のリーダー育成
- ・ 災害図上訓練等の指導
- ・ 防災講演会の講師
- ・ 避難所開設方法の指導 など



※希望日時、場所、人数、研修内容など、まずは危機管理課までご相談ください。



## 地震体験車の予約

地震体験車は、震度7までを体感することができる県所有の車両です。1台の車両を東部14市町が交代で使用しています。予約の競争率が非常に高いため希望に応えられない場合が多くあります。

### 【令和6年度の予約】

秋まではほとんどの日程が予約済となっていますが、8月や12月～来年3月は空いている日もあります。予約を希望される場合には、電話にてご連絡願います。

### 【令和7年度の予約】

1月末までに危機管理課に電話で申し込み(☎983-2751)



3月上旬に県にて他市町との抽選会に参加



3月中旬に市にて抽選会(同日に複数の自主防災組織の申し込みがあった時)

3月中旬以降の申し込みは、空いている日のみ使用できます。



## 災害時のトイレ啓発講習

### ○啓発のポイント

- 各家庭での災害時のトイレ対策の重要性
- 携帯トイレの取り扱い方法
- 汚物処理剤でどれだけ水分を吸収することができるか
- 汚物処理剤の消臭効果
- ペットの砂、新聞紙の有効性
- 大人用おむつの活用

### ○講習の流れ（例）

- 災害時のトイレ対策の必要性の説明 (10分)
- 災害時トイレ対策の実践 (20分)
- 携帯トイレ実施方法のデモ説明（ペットボトル水、仮想便）
  - 大人用おむつを活用した処理
  - ペット用砂、新聞紙での効果確認
  - 各班に分かれて実践
- 消毒液の作成の実践 (5分)

- 説明者 自主防災会役員（市ホームページの動画で事前学習）又は危機管理課職員、防災指導員

### ○準備物

- 便座（5台まで市で貸出可）
- 携帯トイレ（10個まで市で配布可）
- ペットボトル（穴入）
- 仮想便（廃棄予定の備蓄食料で作成）
- ペットの砂
- 新聞紙
- 大人用おむつ
- 芳香剤（廉価なもので可）  
消臭効果確認用
- ウエットティッシュ
- 塩素系漂白剤
- ごみ袋



詳細

三島市 災害時のトイレ対策動画

検索

## 市民トリアージ研修会の講師派遣

三島市では災害時にけがをした人の程度を手早く判断する市民トリアージの講師の派遣に要する費用を補助します。必要な手続きについては、下記のとおりです。

○講師 NPO法人災害・医療・町づくりの理事（医師又は看護師）

### ○研修内容

- ・地域の被害想定説明（必須）
- ・市民トリアージ
- ・クラッシュ症候群対応
- ・身近にあるものを使った応急手当など



○時間 1回 2時間半～3時間

○研修費用 交通費込 15,000円

**（うち 市防災活動事業費補助金 1/2補助）**

※三島駅からの講師送迎は各団体でお願いします。

○準備物 研修実施：プロジェクター・スクリーン・マイク等  
 応急処置：ビニール袋・タオル・ダンボール副木等  
 危機管理課で貸し出しますので、事前に申請してください。

○NPOで用意するもの パソコン

### ○研修実施の流れ

- ①訓練計画策定
- ②NPOへ講師派遣依頼（日程調整含む）※メールでお願いします。
  - ・メールアドレス：[triage.shizu@gmail.com](mailto:triage.shizu@gmail.com)
  - ・電話：090-4447-5946（事務局） ※メールが使えない場合のみ
- ③NPOへ訓練申込書提出（NPOホームページからダウンロード）

NPO法人災害・医療・町づくり

検索

- ④市へ補助金交付申請書提出（防災資機材、防災訓練と同時申請可能）
- ⑤市から補助金交付決定通知送付
- ⑥研修会の実施（自主防災組織：研修費用支払い NPO：領収書発行）
- ⑦事業完了報告書の提出
- ⑧市から補助金の交付（振込）

## 自衛隊による防災教室

自衛隊では、災害時に役立つ知識や技能を有する現役自衛官の講師を派遣します。必要な手続きについては、下記のとおりです。

○講師 自衛隊静岡地方協力本部 広報官

### ○研修内容

- ・災害時に役立つロープの結び方（ヒッチ、ベント、ノット）
- ・土のう作成要領
- ・素手でのビニールロープの切り方
- ・患者搬送方法
- ・応急担架作成方法
- ・いざという時に役立つほふく前進の基本
- ・自宅で避難生活する為の防災準備（講話）

上記から希望の項目を選択してください



○時間 1回 1時間～2時間

○対象者 中学生以上

### ○研修実施の流れ

自衛隊三島募集案内所へ講師派遣依頼（内容及び日程調整含む）

- ・電話（担当）：080-4367-4931
- ・電話/FAX：055-989-9111
- ・メールアドレス：mishima@rct.gsdf.mod.go.jp

上記にて希望日時、場所、人数、研修内容等ご相談ください。

※日程や人員の関係でご希望に添えない場合もございます。まずはご連絡ください。

## 日本赤十字社の講習

日本赤十字社は「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命に基づき、災害時に役立つ各種講習の講師を派遣します。必要な手続きについては、下記のとおりです。

○講師 赤十字講習指導員  
赤十字奉仕団員

### ○研修内容

- ・避難生活での自助・共助
- ・心肺蘇生 AED
- ・乳幼児の心肺蘇生 AED
- ・けがの手当（三角巾）
- ・身近なものを使ったこどものけがの手当
- ・災害時における乳幼児への対応
- ・災害時における高齢者支援
- ・包装食作り（炊き出し）※材料費自己負担  
上記から希望の項目を選択してください。

○時間 1時間半～2時間

### ○講習実施の流れ

2ヶ月前までに三島市福祉総務課（055-983-2610）へ問い合わせください。  
※日程や人員の関係でご希望に添えない場合がありますので、一度ご相談ください。

避難生活での自助・共助  
(ペーパーバッグ)



心肺蘇生+AED



包装食作り（炊き出し）



災害時高齢者支援（リラクゼーション）



## 「わたしの避難計画」の作成

### 1 「わたしの避難計画」とは

身の回りの災害リスクに備えて、「どのタイミングで」「どこに」避難するかをあらかじめ整理した一人ひとりの避難計画です。

前もって「わたしの避難計画」を作成し、家の中の目につく場所に貼っておくことで、いざという時の避難に役立ちます。

わかりやすい内容ですので、町内の防災の取り組みとして「わたしの避難計画」を作成しましょう。

### 2 「わたしの避難計画」作成例

<p>作成日 年 月 日</p> <p>冷蔵庫や玄関など 目につく場所に貼っておこう!</p>	<h2>わたしの避難計画</h2> <p><b>大雨</b> (  河川氾濫・  土砂災害 )</p> <p><b>大雨①</b> ハザードマップで自宅の危険を確認し、記入</p> <p><b>河川氾濫による危険</b></p> <p>(いずれか1つに☑)</p> <p><input type="checkbox"/> 家屋流出のおそれあり (家屋倒壊等氾濫想定区域内)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 家屋流出のおそれはないが <b>浸水のおそれあり</b> [右から選んで☐で囲もう]</p> <p><input type="checkbox"/> 危険なし</p> <p>5m~10m未満 3m~5m未満 0.5m~3m未満 0.5m未満</p> <p><b>土砂災害による危険</b></p> <p>(いずれか1つに☑)</p> <p><input type="checkbox"/> 土砂災害のおそれあり [下から選んで☐で囲もう]</p> <p>土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 危険なし</p> <p><b>大雨②</b> 避難のタイミング、避難先、情報収集手段を記入</p> <p>●避難のタイミング</p> <p><b>避難指示</b></p> <p>●避難先</p> <p><b>〇〇小学校</b></p> <p>●情報収集手段 (〇を付けよう 複数可)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 三島市公式LINE</p> <p><input type="checkbox"/> みしまるホットメール</p> <p><input type="checkbox"/> 静岡県防災アプリ</p> <p><input type="checkbox"/> テレビ <b>d</b> ラジオ</p> <p><input type="checkbox"/> その他( )</p> <p><b>地震</b></p> <p><b>地震①</b> 大地震発生時の行動を確認し、安否確認方法を記入</p> <p>大地震がおさまったら</p> <p>・ブレーカーを落とす ・ガスを止める</p> <p>地区の安否確認</p> <p><b>〇〇公園</b> に集まる</p> <p>自宅に被害があったら <b>指定避難所へ</b></p> <p>自宅に被害がなかったら <b>自宅で待機</b></p> <p>大地震に備え、1週間分の水・食料・生活必需品の備蓄をしましょう!</p>
<p>&lt;河川水位・画像情報一覧&gt; 三島市総合モニタリング情報配信システム 近くの川の様子を自宅から安全に確認しよう!</p> <p>2次元コードが読み込めない場合は、 「河川水位 三島市」で検索!</p> <p>河川水位 三島市 <input type="button" value="検索"/></p> <p>自由記載欄 (持ち出し品や、家族や親戚の電話番号 など)</p> <p>持ち出し品</p> <p><input type="checkbox"/> 水</p> <p><input type="checkbox"/> 食料</p> <p><input type="checkbox"/> メガネ</p> <p><input type="checkbox"/> 保険証</p> <p><input type="checkbox"/> 血圧の薬</p>	

※三島市ホームページより様式がダウンロードできます。

## 黄色いハンカチ作戦

### 1 概要

「黄色いハンカチ作戦」は、災害時に「**わが家は大丈夫。他の人を助けてほしい。**」というメッセージとして、道路から見える場所(玄関・ベランダ等)に黄色い布等を掲げるものです。災害時、家の中に**要救助者がいないこと**を知らせることで、地域での安否確認がスムーズになり救助活動の効率化が図られます。**(家の中に人がいないことを知らせるものではありません)**

### 2 実施方法

(1) 開始の基準 市内の震度が5弱(基準は各団体で変更可能です。)

(2) 実施方法

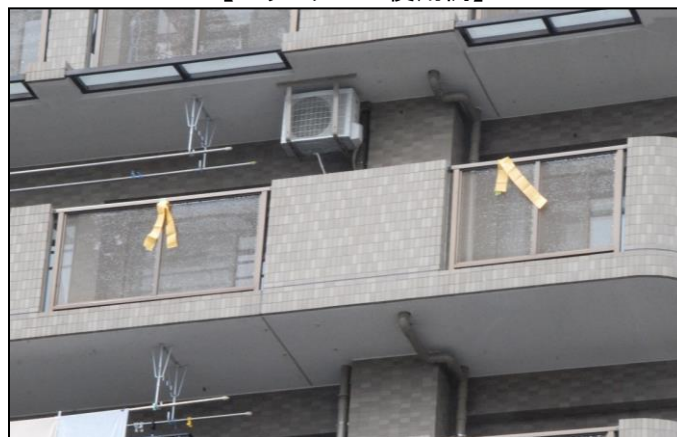
「要救助者がいないこと」を伝えるため黄色いハンカチを玄関などに掲げる。掲げるものは、各団体で認識が統一されていれば、黄色ではなく白いタオルなどでも構いません。

(3) 掲げる期間 発災後、24時間(2回目の地震発生もあるため一旦回収する)

【玄関での使用例】



【ベランダでの使用例】



3 訓練の実施 平常時に訓練を実施しないと災害時に機能しません。年1回以上、訓練を実施して地域住民の意識を高めることが大切です。

4 保管方法 災害時にすぐに取り出せるよう冷蔵庫など目に付くところで保管しましょう。

【冷蔵庫での保管】



5 実施状況 97団体(一部実施を含む。) / 市内143団体中  
令和6年3月末現在

### 6 購入方法

- (1) 価格 1セット2枚・200円
- (2) 様式集「黄色いハンカチ」の購入申込書にて申込み
- (3) 申込先 (福)三島市社会福祉協議会 さわじ作業所  
TEL 055-989-8211 FAX 055-939-8182

## 避難行動要支援者の支援活動マニュアル（概要）

当マニュアルは、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の名簿と個別の避難計画の作成や地域の支援体制づくりを推進するため、自主防災組織(自治会)と民生委員・児童委員が共有し、連携して避難行動要支援者の避難支援活動を行うための行動の手順書として活用するものとする。

### 1 災害時の活動に対する基本的な考え

- ① 避難支援者自身も被災者となることを踏まえ、無理のない活動を考える。
- ② 自分と家族の安全と健康を守ることがなにより重要である。
- ③ 自主防災組織役員と民生委員だけでなく、地域ぐるみの活動として取り組む。
- ④ 日々の活動の延長に災害時の避難行動要支援者の支援活動があることを意識する。
- ⑤ 避難支援等関係者以外に避難行動要支援者名簿の個人情報漏れることが無いよう守秘義務に努める。(災害対策基本法49条の13)
- ⑥ 災害時の避難支援を行う人の行動に対して、批判したり責任の追及をしない。

### 2 基本的な役割分担

自主防災組織 (自治会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域での自主防災活動の実施主体</li> <li>・ 避難行動要支援者の個別避難計画の作成</li> <li>・ 避難所運営の実施主体</li> <li>・ 避難行動要支援者の自宅からの避難支援</li> </ul>
民生委員 (福祉総務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動要支援者の調査及び名簿・個別避難計画作成の協力</li> <li>・ 避難行動要支援者の安否確認</li> <li>・ 避難行動要支援者の避難所での生活支援</li> </ul>

### 3 用語の説明

要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者等
避難行動要支援者	上記の要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難支援が必要な次の者 ① 要介護認定3～5の者 ② 身体障害者手帳1～2級の者 ③ 精神障害保健福祉手帳1～2級の者 ④ 療育手帳A判定の者 ⑤ 難病患者 ⑥ 一人暮らし高齢者(80歳以上)又は高齢者(80歳以上)のみの世帯 ⑦ 自治会が支援が必要であると認めた者
避難支援者	避難行動要支援者の安否確認及び避難支援を行うよう努める人・団体(組等)
避難支援等関係者	自主防災組織(自治会)、民生委員、消防署、消防団、警察、社会福祉協議会等
名簿	避難行動要支援者名簿のことであり、次の2種類に区分される。
	名簿(A) 平常時から地域に提供する名簿(個人情報提供に同意した者の名簿) 名簿(B) 災害時のみ地域で公開できる名簿(個人情報提供に不同意である者の名簿)
個別避難計画	名簿(A)の掲載者について、災害時に避難支援を行う人・団体(組等)や避難誘導方法、避難場所、緊急連絡先等を記載した個人ごとの避難計画



#### 4 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成の流れ

1月末～2月

市は、対象者（新規要件到達者及び不同意者）に個人情報の提供についての同意確認調査ハガキを送付し、同意不同意の回答を市に返信



3月中旬頃

避難行動要支援者の状況把握調査を市から民生委員・児童委員に直接依頼



3月中旬～5月末頃

民生委員・児童委員が「名簿(A)」に記載される避難行動要支援者を戸別訪問し、「名簿(A)」及び「個別避難計画(様式2)」の作成に対する同意を改めて確認するとともに、避難支援に係る状況の把握調査を行う。

※ 「名簿(A)」とは、避難支援に係る自身の個人情報を自主防災組織（自治会）や民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に提供することに同意した人の名簿のこと



6月～8月末頃

市が民生委員・児童委員の調査結果を基に「名簿(A)」及び「個別避難計画(様式2)」を作成する。

※ 「名簿(B)」(個人情報の外部提供に不同意である人の名簿)も市が別に作成する



9月下旬以降

自主防災組織(自治会)及び民生委員・児童委員に「名簿(A)」及び「個別避難計画(様式2)」を提供する。

※ 並行して作成する「名簿(B)」は、自主防災組織(自治会)に対して災害時に提供する



9月下旬以降

「名簿(A)」及び「個別避難計画(様式2)」を基に自主防災組織(自治会)が避難行動要支援者を戸別訪問し、避難支援者・避難方法等を決定する。

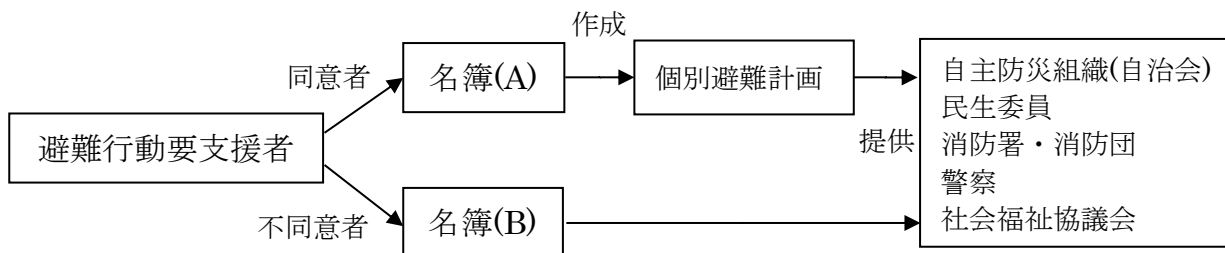
※ 戸別訪問には、民生委員・児童委員は率先して連携・協力する。自主防災組織は、決定した避難支援者や避難支援に係る必要事項を「個別避難計画(様式2)」に記載する。



自主防災組織は、完成した「個別避難計画(様式2)」の写しを三島市に提供する。

三島市は、提供された「個別避難計画(様式2)」を保管するとともに、民生委員・児童委員に情報提供する。

## 5 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の関係イメージ図



※名簿B：災害時のみ公開、個別避難計画の作成なし 自主防災組織（自治会）に対しては、災害時に提供する。

## 6 避難支援の開始の基準

各自主防災組織(自治会)の判断にゆだねられますが、以下の情報を一つの目安として、安否確認・避難支援を行ってください。

区 分	事 例
地 震	市内で震度5強以上の地震
風 水 害 時	市が警戒レベル3「高齢者等避難」を発令時 土砂災害想定危険区域 又は 浸水想定区域に住む避難行動要支援者が対象

資料に関するお問い合わせや、福祉総務課による出前講座を希望する場合は下記までご連絡ください。

**三島市役所 福祉総務課 TEL 055-983-2610**

《様式 1》

自主防災会・自治会・町内会 年 月 日作成

三島市避難行動要支援者名簿

番号	氏名	フリガナ	性別	生年月日	年齢	住所又は居所	電話番号等	組・班等	避難支援等事由					安否確認	備考	
									要介護	障がい	難病	高齢独居	高齢世帯			その他
1	三島 太郎	シマ タロウ	男	昭和〇年〇月〇日	80	北田町 4 番 47 号	983-0000	2 組					<input checked="" type="checkbox"/>			新規
2	三島 花子	シマ ハナコ	女	昭和〇年〇月〇日	82	北田町 4 番 47 号	983-0000	2 組					<input checked="" type="checkbox"/>			
3	大社 桜	タイシャ サクラ	女	平成〇年〇月〇日	45	北田町 99 番 99 号	000-9999	3 組		<input checked="" type="checkbox"/>						
4	湧水 清	ユウスイ キヨシ	男	昭和〇年〇月〇日	78	北田町 0 番 0 号	000-1234	8 組	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>						
5																
6																
7																
8																
9																
10																

※ 安否確認 : 災害時において安否を確認済み

《様式2》

個別避難計画

この個別避難計画は、避難行動要支援者が避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、災害時における安否確認や避難行動の支援等を受けるために作成するものですが、同意によって、災害時の避難支援等が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援を実施する者は法的な責任や義務を負うものではありません。

三島市長 あて

私は、上記の内容を理解し、また、三島市避難行動要支援者計画の趣旨に賛同し、下記の情報について、三島市が自主防災組織(自治会・町内会)、民生委員・児童委員及び避難支援者に提供することに同意します。

令和 年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_

【※代理の方が記載する場合】代筆者氏名 (本人との関係)

作成者	自主防災組織 (自治会・町内会)	〇〇自治会	組・班等	2組	民生委員	三島 桜						
	フリガナ氏名	ミシマ タロウ 三島 太郎	性別	男	作成年月日	令和 2年 4月 1日						
三島市・民生委員 避難行動要支援者	住所(居所)	三島市北田町4番47号			自宅電話	983-0000						
					携帯電話	000-9999-9999						
	生年月日	〇年 〇月 〇日 (80歳)			F A X							
	避難行動要支援者対象区分	介護認定者 ( <input type="checkbox"/> 要介護3・ <input type="checkbox"/> 要介護4・ <input type="checkbox"/> 要介護5 ) 身体障害者手帳所持者 ( <input type="checkbox"/> 1級・ <input type="checkbox"/> 2級 < > ) <input type="checkbox"/> 療育手帳A所持者 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳所持者 ( <input type="checkbox"/> 1級・ <input type="checkbox"/> 2級 ) <input type="checkbox"/> 難病患者 <input type="checkbox"/> 高齢者 ( <input type="checkbox"/> 一人暮らし(80歳以上)・ <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者(80歳以上)のみ世帯 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )										
	病名	筋萎縮性側索硬化症	かかりつけ医療機関	せせらぎ病院	電話番号	055-999-9999						
	デイサービス等利用状況	利用施設等	みしまデイ	利用状況	曜日	月	火	水	木	金	土	日
					午前	〇	〇			〇	〇	
					午後		〇		〇	〇		
	本人状況・家族構成等	妻と2人暮らし、息子夫婦が〇〇で暮らしており、時折様子を見に来ている。										
	災害時に配慮しなければならない事項	<input checked="" type="checkbox"/> 立つことや歩行がむずかしい <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input checked="" type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 状況(危険)の判断がむずかしい <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない 避難する時に誰かに介助して欲しい( <input checked="" type="checkbox"/> 支えが必要・ <input type="checkbox"/> 杖・ <input type="checkbox"/> 歩行器・ <input type="checkbox"/> 車イス )										
緊急時の家族等の連絡先												
	氏名	住 所			電話番号	本人との関係						
1	三島 次郎	三島市北田町〇番〇号			000-9999	子						
2	三島 桜子	三島市北田町〇番〇号			自治会・町内会記入欄 00-9999	子の妻						
自治会(自主防災組織)	避難支援者	氏名(団体名)	住 所			電話番号	本人との関係					
	1	〇〇防災会組長										
	2	三島 支援	三島市北田町〇番〇号			555-5555	隣家					
	一時避難地	〇〇公園			避難所	〇〇小学校						
特記事項												

# 避難行動要支援者の避難行動支援の取組事例

この資料では、避難行動要支援者の避難行動支援について、先進的な取組を実施している自治会を紹介いたします。それぞれ地域の特性に応じて日々の防災活動を進めていると思いますが、参考資料としてご活用ください。

## 1 三恵台自治会

### 活動のポイント

#### ①班分けと避難支援者の選定

三恵台は自治会内を8班27組に分けており、避難支援者は初動安否確認をするそれぞれの組長が担っている。また、1班に1人要配慮者班員を配置している。また、これとは別に単年度ではなく複数年担う要配慮者を統括する防災委員を2人置いている。

三恵台自治会人口 (R4.9.30 時点)

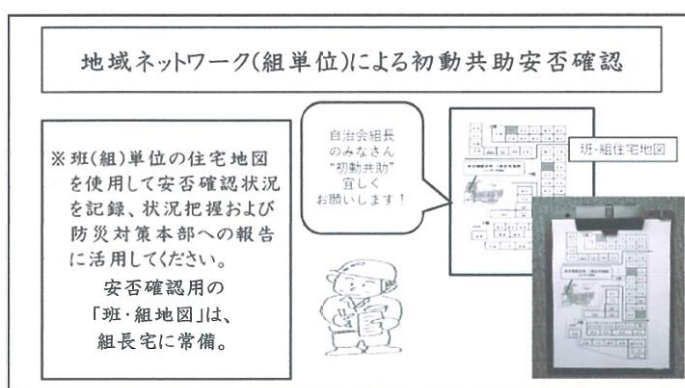
1,077人

#### ②民生委員との連携

4月に実施している基礎研修会には民生委員・児童委員等の関係者を交え、地域全体で共通認識を持つようになっている。

#### ③班(組)単位の地図の配布

要支援者宅、避難支援者宅(組長)、要配慮者班員宅等を地図上に印を付け、各組長、民生委員・児童委員と共に情報共有をしている。



## 2 多呂自治会

### 活動のポイント

#### ①要支援者近隣マップの作成

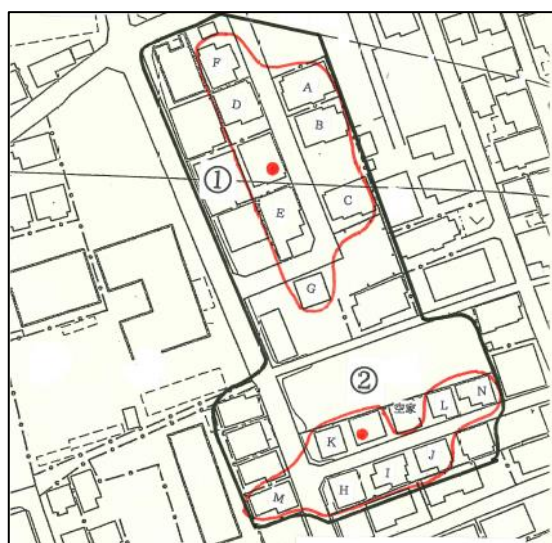
個別避難計画に右図のような地図を添付し、要支援者と避難支援者が一目で分かるようになっている。

##### 【多呂自治会での地図作成手順】

- 自治会の情報啓発班主導となり、自治会、民生委員・児童委員を交えて地図に鉛筆で地図案を作成する。
- 案を組長に渡し、各組で加筆修正を加えてもらい、再度情報啓発班に戻す。
- 加筆修正された地図を情報啓発班で仕上げ、保管する。

多呂自治会人口 (R4.9.30 時点)

1,252人



↑地図上の●が要支援者、曲線内のA～G、H～Nが支援者。支援者を要支援者宅の向こう三軒両隣とし、地域全体で見守りを実施

資料に関するお問い合わせや、福祉総務課による出前講座を希望する場合は下記までご連絡ください。

三島市役所 福祉総務課 TEL 055-983-2610

## 防災資機材の整備・点検について

災害時の自主防災活動や避難生活に備え、必要な資機材を備えておきましょう。これは、300世帯で必要となる標準的な防災資機材の一覧です。

資機材等名	標準300世帯の 装備基準	資機材等名	標準300世帯の 装備基準
<b>情報伝達用資機材</b>		<b>避難用資機材</b>	
メガホン		強力ライト	6
電池メガホン	3	標旗	6
簡易無線機	2	腕章	6
トランジスターラジオ		ロープ	1
<b>消火用資機材</b>		<b>避難生活用資機材</b>	
消火器	10	発動発電機	1
消火器格納箱	10	コードリール	
バケツ	30	投光機	
砂袋	200	照明スタンド	
C級可搬ポンプ一式	2	かまど	3
<b>障害物除去用資機材</b>		釜	3
バール	5	鍋	6
丸太	5	やかん	
折畳梯子	3	移動式炊飯器	3
脚立		ポリ容器	
のこぎり	5	受水槽(1 <sup>ト</sup> )	1
掛矢	3	ろ水機(2 <sup>ト</sup> /h)	1
斧	3	ビニールシート	100
スコップ	10	仮設トイレ	
つるはし	10	非常用排便収納袋	
鍬	10	防災用毛布	
もっこ(網状の運搬用具)	10	<b>その他資機材等</b>	
石み	10	テント	2
なた	5	防災用倉庫	1
ペンチ	5	備蓄燃料用スチールタンク	
鉄線ばさみ	5	ヘルメット	
大ハンマー	3	工具セット	
片手ハンマー	5	工具箱	
一輪車	2	軽トラック(災害時に借用)	可能台数を把握
ロープ	2		
ゴムボート	1	地域の特性に応じた防災資機材	
リヤカー	1	土のう・砂(浸水想定区域)	
ジャッキ	3	階段用車いす(マンション)	
チェーンソー	3	車いす・リヤカー・おんぶ紐 (高齢化の高い地区)	
エンジンカッター			
コンクリート破碎機			
ウインチ			
チェーンブロック			
<b>救護用資機材</b>			
担架	3		
救急セット	10		
簡易ベッド			
三角巾			
さらし			
重量物除去用木材(一式)			

## 防災グッズの貸し出し

防災訓練、自治会でのイベント、研修、講習時に防災について身近に体験していただくため、市が所有する防災グッズを貸し出します。

### ○ 貸し出すグッズ

- 水消火器 ※1 組織につき 30 本まで（数に限りがあります）
- 水消火器用まと
- オイルパン
- 簡易トイレ（便座）※1 組織につき 5 台まで（3-6参照）
- 携帯トイレなど（凝固剤・猫砂等）※1 組織につき 10 個まで（3-6参照）
- 家具転倒防止パネル
- 非常持ち出し袋
- 子どもが背負って逃げる防災クマさん
- 防災紙芝居
- DVD等

### ○ 申込み方法

危機管理課まで、お電話または、様式集「防災グッズ等の貸出し申込書」をご提出ください。

【防災クマさん】



僕の中にグッズを入れて  
おいて一緒に逃げてね！

【家具転倒防止パネル】



## 備蓄食料の無償配布

三島市では計画的に備蓄食料を購入しており、今年度中に賞味期限切れとなる備蓄食料を啓発用として自主防災組織や学校、各種団体に無償提供しています。希望する場合は、危機管理課までご連絡ください。

1 提供する食料 アルファ米、缶詰パン

2 提供数

アルファ米：原則、1団体50食まで

缶詰パン：希望数提供可能

※提供数は、個別にご相談ください。

3 その他

食料により期限切れとなる期日が違いますので、ご了承ください。また、在庫に限りがありますので、先着順とさせていただきます。

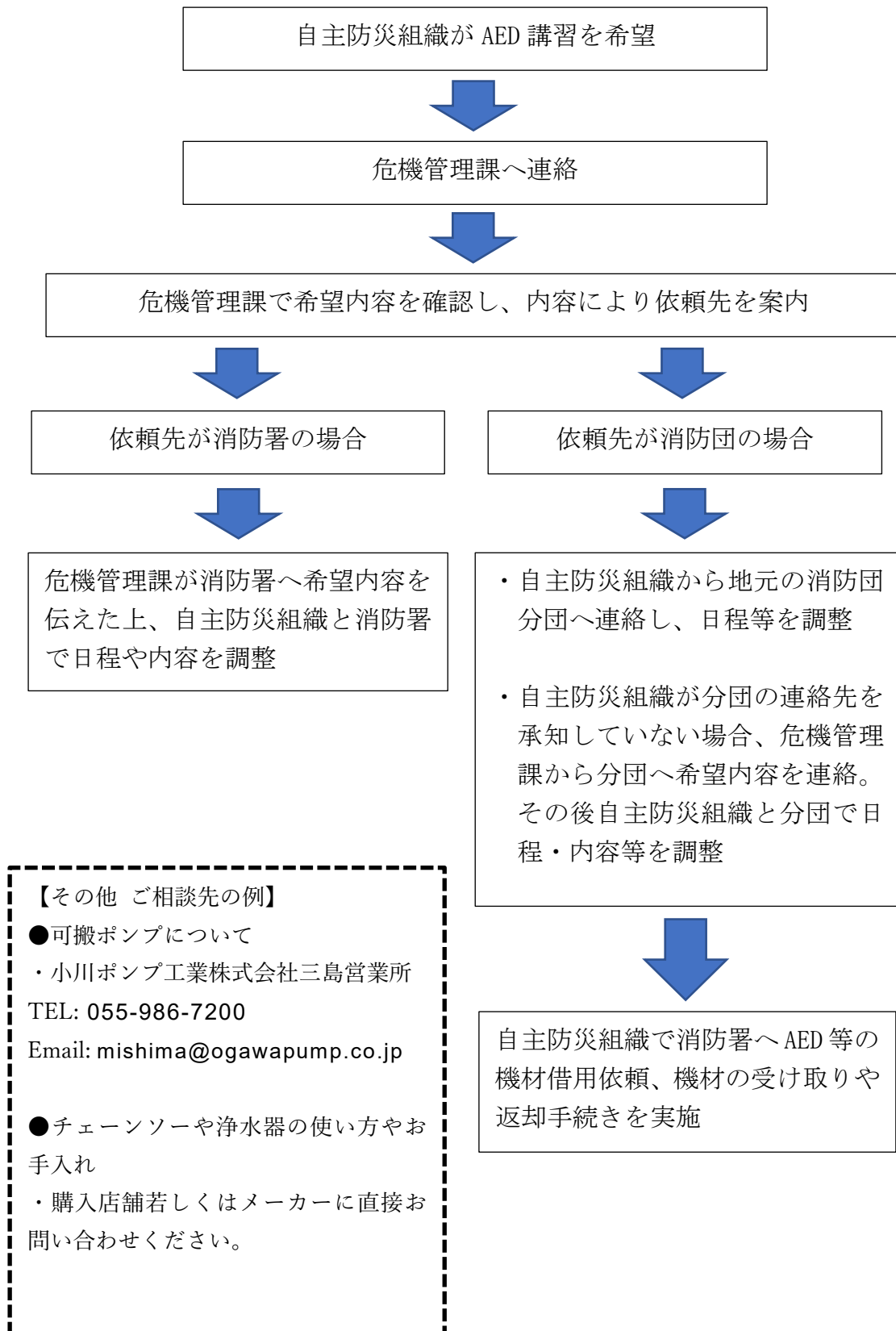




## 防災訓練時の提出書類

区分	説明	訓練前				訓練後
		提出・申込み先	自主防災訓練予定申込書(実施計画書)	消火栓、防火水槽使用届	出前講座・訓練実施依頼書	各種報告書
防災訓練の実施	消火、炊出し、避難誘導、安否確認訓練などのすべての防災訓練	危機管理課	○			自主防災訓練実施報告書
消火栓・防火水槽を使用する訓練	消火訓練等で消火栓、防火水槽を使用する訓練実施	危機管理課	○	○		消防水利使用報告書
水消火器、オイルパンの貸出し	借用を希望する場合には空き状況を危機管理課に確認してください。	危機管理課	○			
地震体験車	空き状況を危機管理課に確認してください。毎年12月までの週末(特に日曜日)はほとんど予約済となっています。	危機管理課			○	
出前講座	危機管理課職員が希望に応じた防災のさまざまな内容の講話や災害図上訓練を実施します。	危機管理課			○	
市民トリアージ研修会	災害時にけがをした人程度を手早く判断する市民トリアージの講師を派遣します。	NPO法人災害・医療・町づくり	詳細は3-⑦を参照 (交通費込15,000円 うち1/2以内の補助)			
自衛隊による防災教室	災害時に役立つ知識や技能を有する現役自衛官の講師を派遣します。	自衛隊三島募集案内所	詳細は3-⑧を参照			
日本赤十字社の講習	減災セミナー、包装食作り(炊き出し)などの各種講習に赤十字講習指導員や赤十字奉仕団員を派遣します。	福祉総務課	詳細は3-⑨を参照 (2ヶ月前までに問合せ)			
AED(消防職員で指導)	消防署で指導を行います。(1日1団体のみ)	危機管理課	○		○	
救護(三角巾等)・AED講習(消防団で指導)	消防団で指導する救護(三角巾等)講習, AED講習	地元消防団	○			
備蓄食料の提供	今年度中に賞味期限が切れる市で備蓄している食料を提供します。 ・アルファ米(1団体50食まで) ・缶詰パン(希望数可能)	危機管理課	口頭で依頼			

## AED 講習を依頼する場合のフロー



## 三島市家具転倒防止事業

- 家具の固定器具の取り付けが自力では困難な世帯を対象に、家具転倒防止器具の取り付けを行います。
- 取り付け費用は家具5品まで無料、家具転倒防止器具の料金は自己負担
- 申請期限 令和7年2月末まで

### 《対象者》

- 満65歳以上の者（年度内に満65歳に達する者を含む。）のみの世帯
- 満65歳以上の者及び満18歳未満の者（年度内に満18歳に達する者を含む。）のみで構成されている世帯
- 次のいずれかの身体障害者手帳の交付を受けている者を含む世帯  
（ア 肢体障害者1,2級 イ 視覚障害者1,2級 ウ 肢体、視覚のうち、2以上の複合により、総合的な等級1,2級）
- 療育手帳の交付を受けている者を含む世帯
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を含む世帯
- 介護保険法に基づく要介護者、要支援者（介護保険被保険者証に要介護、要支援の記載をうけていること。）を含む世帯
- 難病医療助成を受けている者を含む世帯
- ひとり親世帯のうち満18歳未満の者を扶養している世帯
- 上記の対象者を重複して構成されている世帯



## 三島市感震ブレーカー設置事業費補助金

三島市では、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、地震による住宅の出火及び延焼を居住者が自ら防止することにより、被害の減少並びに市民及び地域の防災力の向上を図るため、感震ブレーカーの設置をする者に対し、補助金を交付します。

### 1 補助対象者

- ・自ら所有し、又は居住する三島市内の住宅に感震ブレーカーを設置する者
- ・三島市内に新築する一戸建ての住宅に設置する者

### 2 対象製品

(一社)日本配線システム工業会が定める規格で、感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の構造及び機能を有するもの(右下の写真参考)

### 3 補助の対象

感震ブレーカーの購入及び設置工事に要する経費

#### 【参考：概算工事費】

- ・内蔵型の分電盤タイプで約7万から10万円
- ・後付け型の分電盤タイプで約3万円



### 4 補助額 補助対象経費の3分の2以内の千円未満を切り捨てた額

(上限：25,000円) 但し、新築する住宅に設置する場合 10,000円

### 5 補助回数 1人につき1回限り

### 6 申請期間 令和6年4月1日(月)～令和7年1月31日(金)

## 小中学生の防災訓練への参加

高齢化社会の進行などにより、地域の防災力の一層の強化が必要とされているため、小中学生が地域の防災訓練に参加し、防災の担い手として育てていくことが重要です。

### 【小中学生が参加する効果】

- 小中学生の「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」という防災意識の向上に繋がる
- 継続することで即戦力として、また防災活動の担い手として期待することができる

### 【地域でお願いしたいこと】

- 小中学生へ防災訓練参加の呼びかけ
- 様式集「地域防災訓練参加証明書」への署名または押印

中学校では地域の防災訓練へ参加した際、『地域防災訓練参加証明書』に「署名」または「押印」をもらうよう指導されています。当証明書へ事前に押印し訓練参加時に生徒へ配布するか、生徒が持参したものにサイン又は押印をお願いします。

### 【訓練時の小中学生の参加例】

- 救護訓練
- 地域内の情報収集
- 住民の安否確認
- バケツリレー
- 炊き出しの手伝い
- 災害用トイレ設置
- 発電機、可搬ポンプの操作補助
- 高齢者・障がい者の避難支援



【シャルマンコーポ町内会 ジュニアレスキュー

## 4 市主催の訓練・研修会

## 三島市総合防災訓練（案）

令和元年度に静岡県・三島市・函南町総合防災訓練を経験し、災害時、実際に使用する会場を舞台に関係団体がそれぞれ独立した訓練を主体的に実施することの必要性と成果を感じました。

このことから、令和3年度以降は、従来の中央会場型の実動訓練と令和元年度の総合防災訓練の成果を活かした新たな訓練方法とを隔年で実施する予定です。

- 1 訓練日時：令和6年10月6日（日） 午前9時00分～11時30分【予定】  
会 場：南二日町グラウンド【予定】

### 2 過去の訓練会場

- H24 長伏グラウンド
- H25 北上グラウンド
- H26 錦田小学校
- H27 西小学校
- H28 中郷西中学校
- H29 山田中学校
- H30 北小学校
- R1 南二日町広場ほか  
(静岡県・三島市・函南町総合防災訓練)
- R2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- R3 市役所本庁舎駐車場及び市内各施設
- R4 南二日町グラウンド
- R5 市民文化会館屋外広場及び市内各施設



## 自主防災組織リーダー研修会

### ○目的

災害時の各家庭や自主防災組織の防災力を強化するため、当研修会を通じてリーダーを育成すること。

○日時 令和6年6月11日(火)～7月4日(木) 午後7時～8時30分

○会場 錦田中、徳倉小、山田小、東小、中郷西中、錦田小、西小、北小

○参加者 各自主防災組織2名（うち可能であれば女性1名）

○内 容 夜間の避難所開設訓練

【過去のリーダー研修会の様子（夜間の避難所開設訓練）】





## 令和6年度自主防災組織リーダー研修会日程表

	開催日	開始時間	会場	避難所	自治会名
1	6月11日 (火)	19:00	錦田中学校 体育館	錦田中学校	押切・桜ヶ丘・愛宕・緑ヶ丘・塚原・阿部野・塚の台・小山台・塚原台・シャリエ三島松が丘・松が丘・塚原下原
				坂小学校	台崎・元山中・市山新田・三ツ谷・笹原・山中・箱根坂・玉沢(奥山)
2	6月13日 (木)	19:00	徳倉小学校 体育館	北上中学校	芙蓉台
				佐野小学校	佐野・見晴台
				徳倉小学校	徳倉第1・徳倉第2・徳倉第3・徳倉第4
				北上小学校	萩・徳倉第5・徳倉第6・エンゼルハイム芙蓉台
3	6月18日 (火)	19:00	山田小学校 体育館	山田中学校	加茂・市営加茂住宅・小沢・初音台・三恵台・初音
				沢地小学校	富士ビレッジ・沢地・千枚原・光ヶ丘1丁目・光ヶ丘3丁目・光ヶ丘県営住宅・光ヶ丘市営住宅・富士見台
				山田小学校	若松町・西旭ヶ丘・青葉台・山田・旭ヶ丘・山田住宅
4	6月20日 (木)	19:00	東小学校 体育館	南小学校	南本町御殿・南本町高台・北田町・中田町北・中田町南・南田町・富田町・南本町新御殿・南二日町(伊豆箱根線路西側)
				東小学校	大社町・東本町1丁目・東本町2丁目・日の出町・東町・南二日町(伊豆箱根線路東側)・大宮町2丁目・川原ヶ谷・雪沢
5	6月25日 (火)	19:00	中郷西中学校 体育館	向山小学校	夏梅木・中・錦が丘・北沢・サンステージ向山王の郷・サンステージ向山はにまるタウン
				三島南高等学校	大場(伊豆箱根線路東側)・三島パサディナ・東大場
				中郷中学校	大場(伊豆箱根線路西側)・多呂
				中郷小学校	梅名・中島・八反畑・鶴喰
				長伏小学校	長伏・御園
				中郷西中学校	松本・安久
6	6月27日 (木)	19:00	錦田小学校 体育館	錦田小学校	小山中島・小山・谷田・御門・竹倉・玉沢・谷田城の内・東富士見・西富士見・並木・柳郷地・ヴァンヴェール遺伝坂・柳郷地市営住宅・市営谷田住宅
7	7月2日 (火)	19:00	西小学校 体育館	西小学校	加屋町・清住町・三好町・西本町・栄町・西若町・緑町・南町・広小路町・泉町・寿町・本町大中島・本町小中島
				南中学校	青木・新谷・玉川・平田・藤代町・モナーク三島・ウイステリア三島青木
8	7月4日 (木)	19:00	北小学校 体育館	北小学校	文教町1丁目・合同宿舎文教住宅 幸原町・幸町・サンステージ壱町田
				北中学校	文教町西・加茂川町1区・加茂川町2区・シャルマンコーポ・壱町田1丁目・壱町田2丁目・県営壱町田やまがみ団地・東壱町田・シャリエ三島壱町田・かわせみタウン壱町田・マルシオン・マルジュ壱町田
				北高等学校	芝本町・一番町・中央町・中央町2区・文教町2丁目・大宮町1丁目・大宮町3丁目・文教町東岩崎

## 風水害時の避難行動訓練（案）

### 1 概要

避難対象地区の住民が「風水害時の市民避難行動マニュアル」に基づき避難行動が行えるようにするため、市内一斉に避難指示の情報伝達及び避難訓練を実践します。

2 日時 令和6年6月2日（日） 午前9時00分～

3 場所 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域の自治会

4 対象自治会 自治会役員、避難対象地区の住民 全90自治会

中 部	中田町南、南田町、富田町、文教町1丁目、幸町
東 部	東本町1丁目、東本町2丁目、日の出町、東町、南二日町、文教町2丁目、文教町西、大宮町2丁目、大宮町3丁目、加茂川町1区、加茂川町2区、若松町、加茂、西旭ヶ丘、文教町東岩崎
北 上	佐野、萩、幸原町、徳倉第1、徳倉第2、徳倉第3、徳倉第4、徳倉第5、徳倉第6、富士ビレッジ、沢地、千枚原、壺町田1丁目、壺町田2丁目、光ヶ丘1丁目、富士見台、県営壺町田やまがみ団地、かわせみタウン壺町田、マルシオン・マルジュ壺町田
錦 田	小山中島、小山、谷田、御門、夏梅木、中、竹倉、玉沢、台崎、押切、桜ヶ丘、谷田城の内、東富士見、西富士見、並木、愛宕、川原ヶ谷、雪沢、緑ヶ丘、山田、小沢、旭ヶ丘、元山中、塚原、阿部野、三ツ谷、笹原、山中、初音台、塚の台、柳郷地、市営柳郷地、三恵台、市営谷田住宅、芦ノ湖高原別荘地
中 郷	梅名、中島、大場、多呂、北沢、八反畑、鶴喰、青木、新谷、平田、松本、長伏、御園、安久、藤代町、ウイステリア三島青木

### 5 訓練想定

集中豪雨により土砂災害警戒区域、狩野川及び大場川が避難指示の基準に達したため、市では市内全域の避難対象地区に対して、避難指示を発令

### 6 訓練の実施方法

訓練の流れについては、別紙「訓練実施のフロー」のとおり  
 ア 情報伝達訓練（必須）  
 イ 避難訓練（任意）  
 ウ 市民避難行動マニュアル（任意）



【平成30年富士ビレッジ自治会での避難の様子】

## 訓練実施のフロー

	訓練項目	実施方法
ア	情報伝達訓練 (9:00~9:15) 【必須】	<ul style="list-style-type: none"> <li>市から会長に、順次、先に提出していただいた「土砂災害・浸水想定区域避難行動連絡票」をもとに電話で避難指示の避難情報を伝達するので、実際に自治会の連絡網で電話又は個別訪問により避難対象の住民に避難情報を伝達する。  市→自治会長→(組長)→避難対象地区の住民</li> <li><u>情報伝達訓練のみ実施した自治会のみ</u> 避難者がいた場合を想定して、避難場所と避難者数を <u>9時30分以降</u> に市災害対策本部(電話 983-2650)に報告する。</li> </ul>
イ	避難訓練 (9:00~10:00) 【任意】	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示の連絡を受けた後、避難経路上の危険箇所の確認を行いながら、指定緊急避難場所へ移動 *指定緊急避難場所:「土砂災害・浸水想定区域避難行動連絡票」の地区公民館又は市指定避難所のいずれか。</li> <li><u>「イ 避難訓練」まで実施した自治会のみ</u> 避難場所と避難者数を <u>9時30分以降</u> に市災害対策本部(電話 983-2650)に報告する。</li> </ul>
ウ	市民避難行動マニュアルの説明 (避難完了後15分程度) 【任意】	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難した公民館等で別添「市民避難行動マニュアル」を各自治会で説明し、参加者に周知する。 [説明・確認内容] ・ハザードマップによる土砂災害警戒区域又は浸水想定区域の確認 ・自治会での情報伝達方法の確認 ・避難行動の方法 ・避難場所及び避難経路 ・その他訓練を実施した上での意見交換</li> <li><u>「ウ 市民避難行動マニュアルの説明」まで実施した自治会のみ</u> 避難場所と避難者数を <u>9時30分以降</u> に市災害対策本部(電話 983-2650)に報告する。</li> </ul>

## 防災力アップ！人材育成講座(案)

防災の知識を得たい。訓練で何をしたらよいかわからない。マンネリ化した訓練の打破を考える自主防災組織にはうれしい講座です。防災に関する基本的な知識と自主防災組織に必要な実践的な技術を身につけることができます。

- 1 **実施日** 第1回 9月28日(土)  
第2回 10月中旬以降(未定)
- 2 **会場** 第1回 三島消防署  
第2回 未定
- 3 **定員** 各回30名程度予定(定員を超えた時は、抽選となります。)
- 4 **講座の内容**

	過去の実施内容
実地研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロープワーク</li> <li>・重量物除去訓練</li> <li>・可搬ポンプを使用した放水訓練</li> <li>・家具の固定の実施</li> <li>・高齢者の避難行動のポイント</li> <li>・避難所開設訓練</li> <li>・災害時のトイレ対策</li> <li>・炊き出し訓練</li> <li>・減災セミナー</li> <li>・身近にあるもので行う災害時の応急処置 など</li> </ul>
講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民トリアージ</li> <li>・クラッシュ症候群対応</li> <li>・被災後の生活再建 など</li> </ul>

\* 講座の内容、日程及び申し込み方法の詳細内容は、広報みしまに掲載します。

## 令和5年度の実施状況



【市民トリアージと身近なものを使った応急手当】



【重量物除去訓練】



【要支援者の避難支援を考えよう】



【被災後の生活再建～支援制度の徹底活用】

## 三島市シェイクアウト訓練（案）

シェイクアウト訓練とは、効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議（日本シェイクアウト提唱会議）の認定を受け実施する市内一斉行動訓練で令和5年には全国で約350万人が参加しました。三島市においても引き続き第10回目の「三島市シェイクアウト訓練」を市内一斉に実施します。

- 1 **実施日時** 令和7年3月11日（火） 午前10時（予定）
- 2 **対象者** 市内の学校・企業・団体・自治会、市内在住・在勤・在学の個人など

令和5年度参加人数：約17,000人

### 3 訓練内容

#### ①事前学習

- ・市公式ホームページの公開資料で地震発生直後の身を守る行動の確認を行い、訓練の参加意識を高める。
- ・三島市総合防災マップ（令和2年4月全戸配布）で地震の危険度や地震発生後の行動を確認する。
- ・家族や職場、近隣住民と地震発生後の行動について話し合う。



②訓練実施の合図 同報無線（声の広報）、市民メール、LINE など



#### ③安全確保行動

##### 訓練1 【必須】

午前10時の同報無線（声の広報）、市民メールなどでの訓練開始の合図により、地震による揺れを感じたという想定で、その場で約1分間、安全行動の1-2-3 DROP（まず低く）、COVER（頭を守り）、HOLD-ON（動かない）を実践する。



提供：日本シェイクアウト提唱会議



##### 訓練2 【任意実施】

安全行動の後、可能な限り、避難、安否確認、情報収集・伝達、救助・救出、応急手当訓練、水・食料・備蓄品の保管場所の確認などを実施する。

#### 4 訓練想定（被害想定）

午前10時、南海トラフを震源とする大規模な地震が発生し、市内は最大震度6弱を観測

#### 5 参加登録

(1) 登録期間 令和7年1月～3月6日（木）午後5時まで（予定）

(2) 参加登録方法

○市公式ホームページ（電子申請）で参加登録

・「三島市シェイクアウト訓練」で検索

・事前登録用紙（チラシ裏面）のQRコードから登録

○FAXで参加登録

事前登録用紙（チラシ裏面）を危機管理課（055-981-7720）へ送付

○電話で参加登録

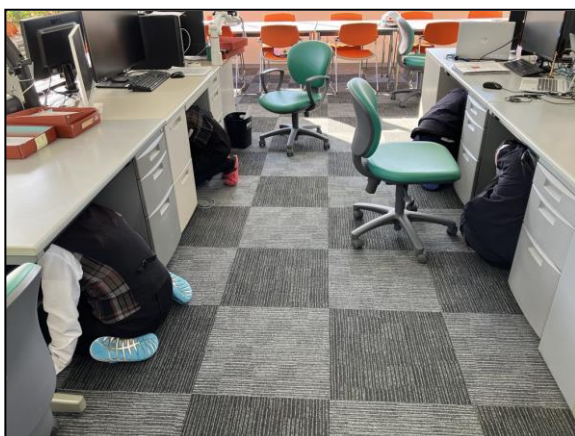
団体・個人名、参加人数、個別訓練（訓練2）の実施項目などを危機管理課（055-983-2751）まで



【三島市立南幼稚園】



【三島市立南小学校】



【(株) 東陽社】



【みしまプラザホテル】

## 5 自主防災活動への補助



## 自主防災組織の防災活動事業費補助金

三島市では、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、地域における自主防災組織等の活動を支援するため、次の事業を実施する自主防災組織等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。

※必ず事前に申請し、交付決定通知受領後に事業を実施してください。

**事前着手不可**

### 1 補助対象の活動

活動内容	補助率
(1) 防災資機材の購入又は修繕	2/3 以内
(2) 地区防災計画書の作成（役員に貸与する印刷又は製本）	2/3 以内
(3) 防災訓練	3/3 以内
(4) 防災に関する研修及び視察	1/2 以内

### 2 補助の対象、補助率

#### (1) 防災資機材の購入又は修繕（補助率 2/3 以内）

ア 補助の対象 ※対象は以下の品目に限ります。

区分	補助対象品目	補助対象としないもの
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入に係る費用</li> <li>本体にセットされている付属品</li> <li>名入れ代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平常時の地域活動で使用できるもの</li> <li>本体と同時に購入しない部品、付属品等</li> <li>土地購入費、借地代、使用料</li> <li>手数料（送料、振込手数料、代引き手数料等）</li> <li>個人（世帯）を対象とするもの（黄色いハンカチ、家具固定器具）</li> </ul>
情報伝達用資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>メガホン</li> <li>電池メガホン</li> <li>マイクセット</li> <li>ワイヤレスアンプ</li> <li>簡易無線機</li> <li>トランジスターラジオ</li> <li>防災伝言シート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予備電池・予備バッテリー</li> <li>登録料・免許料</li> <li>防災ラジオ</li> </ul>
初期消火用資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火器</li> <li>消火器格納箱</li> <li>ハンドル</li> <li>マンホールキー</li> <li>C 級可搬ポンプ式 （可搬ポンプ本体、消火ホース、吸水管、消火筒先、運搬用台車）</li> <li>スタンドパイプ</li> <li>消火ホース（筒先）</li> <li>バケツ</li> <li>砂袋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>処分料</li> <li>回収手数料</li> <li>ガソリン</li> <li>オイル</li> </ul>

区分	補助対象品目	補助対象としないもの	
障害物除去用資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バール</li> <li>・ 丸太</li> <li>・ 折畳梯子、脚立</li> <li>・ のこぎり</li> <li>・ 掛矢</li> <li>・ 斧、なた</li> <li>・ スコップ</li> <li>・ つるはし</li> <li>・ 障害物除去用角材</li> <li>・ ゴムボート</li> <li>・ リヤカー</li> <li>・ ジャッキ</li> <li>・ チェンソー</li> <li>・ 鍬（くわ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ もっこ</li> <li>・ 石み</li> <li>・ ペンチ</li> <li>・ 鉄線はさみ</li> <li>・ 大ハンマー</li> <li>・ 片手ハンマー</li> <li>・ 一輪車</li> <li>・ ロープ</li> <li>・ エンジンカッター</li> <li>・ コンクリート破碎機</li> <li>・ ウインチ</li> <li>・ チェーンブロック</li> <li>・ 耐切創手袋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単管パイプ</li> <li>・ 自転車</li> <li>・ 台車</li> <li>・ 予備タイヤ</li> <li>・ 空気入れ</li> <li>・ 替刃</li> <li>・ ガソリン</li> <li>・ オイル</li> <li>・ 草刈機</li> </ul>
救護用資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担架</li> <li>・ 車椅子</li> <li>・ 応急手当用品 （医薬品類）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ おんぶひも</li> <li>・ 簡易ベッド</li> <li>・ 三角巾、さらし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口腔ケア用品</li> <li>・ 寝袋、布団、枕、マット</li> </ul>
避難用資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強力ライト（懐中電灯、ヘッドライト）</li> <li>・ 標旗（のぼり旗）</li> <li>・ 腕章</li> <li>・ ベスト</li> <li>・ 階段避難車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロープ</li> <li>・ ビブス</li> <li>・ ライフジャケット</li> <li>・ ソーラーパネル （屋根に取り付けるものは除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予備電池</li> <li>・ 予備バッテリー</li> </ul>
避難生活用資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電発電機</li> <li>・ コードリール</li> <li>・ 投光器 （バルーン型可）</li> <li>・ 強力ライト</li> <li>・ 照明スタンド</li> <li>・ かまど</li> <li>・ 釜（鋳物コンロ）</li> <li>・ 鍋</li> <li>・ やかん</li> <li>・ 移動式炊飯器</li> <li>・ ガス炊飯器</li> <li>・ 灯油コンロ</li> <li>・ ポリ容器 （非常用包装食袋）</li> <li>・ 受水槽 （貯水用タンク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災用毛布</li> <li>・ ろ水機 （交換用ろ材、塩素、 残留塩素測定器）</li> <li>・ ビニールシート</li> <li>・ マンホールトイレ</li> <li>・ 非常用排便収納袋</li> <li>・ 間仕切</li> <li>・ 汚物処理用品 （脱臭剤、凝固剤、消毒剤）</li> <li>・ 仮設トイレ （簡易トイレ、テント）</li> <li>・ 備蓄用食料・飲料水 （5年保存以上）</li> <li>・ 非常用給水袋</li> <li>・ ポータブル電源 （蓄電池、充電器）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガソリン</li> <li>・ オイル</li> <li>・ カセットコンロ</li> <li>・ 燃料用ガス</li> <li>・ 薪</li> <li>・ 食器類、配膳機器</li> <li>・ 電気炊飯器</li> <li>・ トイレットペーパー</li> <li>・ 食料、飲料水（保存期間 5年未満のもの）</li> <li>・ 寝袋、布団、マット</li> <li>・ 予備電池</li> <li>・ 予備バッテリー</li> </ul>

区分	補助対象品目	補助対象としないもの
感染防止 資機材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マスク</li> <li>・ ニトリル手袋</li> <li>・ 坊塵ゴーグル</li> <li>・ 感染防護衣</li> <li>・ 消毒液</li> <li>・ 消毒噴霧器</li> <li>・ 大型扇風機</li> <li>・ 空気清浄機</li> <li>・ 非接触型体温計</li> <li>・ 石鹼</li> </ul> <p>※コロナ禍で、災害が発生した場合、感染予防のため必要と認めた資機材</p>	補助対象品目でない資機材を購入予定の場合は、お手数ですが、必ず事前に危機管理課までお問い合わせください。
その他資 機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テント（おもり、四方幕）</li> <li>・ ヘルメット（防災頭巾）</li> <li>・ 備蓄燃料用スチールタンク</li> <li>・ 固形燃料（固形アルコール、練炭、木質チップ、ペレット）</li> <li>・ 防災マップ</li> <li>・ 工具セット</li> <li>・ 工具箱</li> <li>・ 避難場所に関する看板</li> <li>・ リヤカー</li> <li>・ A E D</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガソリン、オイル等</li> <li>・ 薪、木炭、石炭</li> <li>・ 住宅地図</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災倉庫（土工事・基礎・土間・組立設置費、名入代、室内照明具、換気扇、設計費、整地費、運送費、建築確認費用、既存建物撤去処分費（同一箇所への建替えのみ））</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間接的工事費、諸経費、雑費、既存建物撤去処分費（異なる場所への建替えの場合）</li> </ul>
防災資機 材の修繕	上記資機材の内、1個当たりの修繕に要する費用が10,000円以上の資機材の修繕（修繕する前の資機材の写真を申請書に添付）	

※補助対象となるか不明確な場合、事前に危機管理課までお問い合わせください。

#### イ 補助の条件

- 自主防災組織が計画し、当該組織の構成員が共同で使用する防災資機材の購入・修繕に要する経費が対象です。
- 見積書は同じ規格で2社以上から取得してください。ただし、防災資機材購入等の場合で見積書の合計金額（税込み）が一業者につき、3万円未満の場合は、見積書1社でも可とします。

### (2) 地区防災計画書の作成（補助率2/3以内）

#### ア 補助の対象となる経費

- 地区防災計画書の印刷又は製本に要する費用

#### イ 補助の条件

- 自主防災組織の役員に貸与する地区防災計画書に限る。
- 原則、見積書は同じ規格で2社以上から取得してください。ただし、防災資機材購入等の場合で見積書の合計金額（税込み）が一業者につき、3万円未満の場合は、見積書1社でも可とします。

(3) **防災訓練**（補助率 3 / 3 以内）

ア 補助の対象

品 目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 炊出し訓練用米</li> <li>・ 初期消火訓練に使用する街頭消火器の薬剤詰替え</li> <li>・ 初期消火訓練に使用かつ耐用年数※が超過する街頭消火器の買替え</li> </ul>

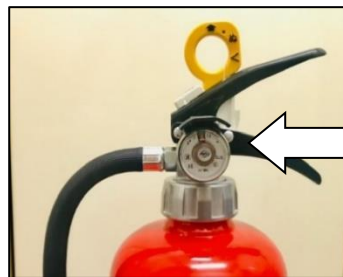
※一般的に製造から 10 年が耐用年数となりますが、蓄圧式消火器の場合、薬剤詰替えが困難な場合があるため、製造から 5 年で買替えの補助対象としています。

消火器の種類	街頭消火器の買替えの補助対象
加圧式消火器	2015 年（平成 27 年）3 月 31 日以前に製造
蓄圧式消火器	2020 年（令和 2 年）3 月 31 日以前に製造

【加圧式消火器】



【蓄圧式消火器】



指示圧力計  
の有無で判別

イ 補助の条件

- 自主防災訓練予定申込書（実施計画書）を提出すること。
- 粉消火器での訓練が困難な場合は、水消火器での訓練を実施すること。  
（水消火器は危機管理課で貸出可。詳細は **3-16** 参照）
- 2015 年（平成 27 年）4 月 1 日～2020 年（令和 2 年）3 月 31 日までの間に製造された蓄圧式消火器の買替えについては、消火器の種類を判別するため、買替え前の消火器（指示圧力計の部分）の写真を申請書に添付すること。

ウ 補助単価の限度額

品 目	補助上限額等	見積書	備 考
炊出し訓練用米購入	432 円/kg（税込み）	1 社以上	訓練 写真 必要
10 型消火器薬剤詰替え	4,950 円/本（税込み）		
20 型消火器薬剤詰替え	8,030 円/本（税込み）		
対象消火器の買替え	一番低い見積額	2 社以上	

## エ 消火器の補助率早見表

訓練方法	買替え（購入）		薬剤詰替え
	耐用年数超過	耐用年数内	
粉消火器	補助率 3/3	補助率 2/3	補助率 3/3
水消火器	補助率 3/3 (危機管理課で貸出)	補助率 2/3	補助率 3/3
消火訓練 未実施	補助率 2/3	補助率 2/3	補助なし

### (4) 防災に関する研修及び視察（補助率 1/2 以内）

#### ア 補助の対象となる経費

項目	見積書
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バス借上げ料</li> <li>・ バス乗務員費用</li> <li>・ 保険料</li> <li>・ 企画料金</li> </ul>	2社以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有料道路通行料</li> <li>・ 駐車場使用料</li> <li>・ 施設入場料</li> <li>・ 講師謝礼</li> </ul>	1社（者）以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民トリアージ研修費</li> </ul>	詳細は 3-⑦ 参照
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記以外経費</li> </ul>	補助対象となるかを含めて要相談

#### イ 補助の対象とならない主な経費

<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 25%;">・ 消耗品費</li> <li style="width: 25%;">・ コピー代</li> <li style="width: 25%;">・ 飲食代</li> <li style="width: 25%;">・ 会場使用料</li> </ul>
--

#### ウ 補助の条件

- 自主防災組織単独又は合同で計画し、当該組織の構成員の防災に係る活動に必要な研修・視察で、補助金の交付決定以降に実施された事業あること。
- 同一事業に対する補助金の交付は 1 回限りとする。（合同で事業を実施する場合、個々の自主防災組織に対して補助金は交付しない）

### 3 補助限度額

各自主防災組織あたりの限度額 = 10 万円 + (200 円 × 自治会加入世帯数)

※ 世帯数・・・令和 6 年 4 月 1 日現在の自治会世帯数（詳細は別紙参照）

※ 千円未満の端数は切り捨て

【補助限度額への加算・限度額について】

区 分	加算・限度額
C級可搬ポンプ購入に要する経費	補助限度額に一式につき40万円加算
ろ水機購入に要する経費	補助限度額に1台につき20万円加算
自主防災倉庫購入に要する経費	補助限度額に1棟につき20万円加算
研修・視察事業	5万円が限度
複数の自主防災組織からなる連合組織 (同一組織は複数の連合での申請不可)	5万円が限度

※加算額の使用は当該物品の購入にかかる経費に限る

#### 4 申請の手順について

【計画から交付申請まで】

##### ① 防災資機材等の整備状況の確認

- ・ 組織内にある資機材等の点検確認 → 自主防災組織備品台帳等の作成
- ・ 街頭消火器の点検確認 → 消火器台帳等の作成

##### ② 防災資機材の整備、自主防災訓練、研修・視察の実施計画策定

- ・ 「防災資機材の整備・点検(3-⑬)」を参考に計画を立てる
- ・ 訓練や研修等の実施日及び内容等の計画
- ・ 予算の確認

##### ③ 見積書を取り寄せ、本年度の事業について計画

- ・ 補助対象か否かの確認
- ・ 見積書の取り寄せ

##### ④ 必要書類を作成し、補助金交付申請書の提出 [提出期限：12月末]

《必須の書類》※様式集参照

- ・ 補助金等交付申請書、事業計画書、収支予算書
- ・ 見積書のコピー
- ・ 振込先通帳のコピー

《防災資機材の購入・修繕に対する補助の場合の書類》

- ・ 土地所有者の承諾書(防災倉庫購入の場合)、修繕前の資機材の写真(修繕する場合)

《防災訓練に対する補助の場合の書類》

- ・ 自主防災訓練予定申込書(実施計画書)
- ・ 消火器台帳(消火器買替え又は薬剤詰替えの場合)
- ・ 買替え前の消火器写真(蓄圧式消火器の場合)
- ・ 消火栓・防火水槽使用届(消火栓等を使用する場合)

市における審査 ⇒⇒⇒ 市から交付決定通知

## 必ず事業着手は交付決定後に！

### ● 審査内容

- ・ 提出書類の確認（金額、見積書等の添付書類等）
- ・ 補助上限金額の確認

【交付決定通知受領後から実績報告書の提出まで】

### ⑤ 事業の実施

- ・ 購入した防災資機材には、**組織名を入れる**こと
- ・ **購入・修繕した防災資機材の写真**の撮影
- ・ **訓練実施風景（炊出し訓練、初期消火訓練）及び訓練購入品（米、消火器）の写真**の撮影
- ・ **研修等実施風景の写真**の撮影
- ・ **納品書、請求書、領収書**の受領

### ⑥ 必要書類を作成し、事業完了報告書・請求書の提出 [提出期限：翌年2月末]

#### 《必須の書類》

- ・ 補助事業完了報告書、事業実績書、収支決算書
- ・ 領収書の写し
- ・ 「交付・請求書」（市の様式）

#### 《防災資機材の購入・修繕に対する補助の場合の書類》

- ・ 購入、修繕した防災資機材の写真

#### 《防災訓練に対する補助の場合の書類》

- ・ 自主防災訓練実施報告書
- ・ 訓練実施風景（炊出し訓練、初期消火訓練）の写真及び訓練購入品（米・消火器）の写真
- ・ 消防水利使用報告書

#### 《研修・視察事業に対する補助の場合の書類》

- ・ 研修等実施写真

市における検査・審査 ⇒⇒⇒ 補助金の交付（振込み）

## 5 領収書の取扱い留意事項

事業完了報告時には、原則、購入先の領収書が必要になります。(金融機関への振込明細書や運送会社の領収書では基本的には代用できません。) 購入先に事情を説明していただき、領収書を発行してもらうようお願いいたします。

(以下参照 ※            必須項目)

※宛名欄の無い簡易領収書(レシート)では、代用できません。

領収書の例

# 領 収 書

収 入  
印 紙

●●● 自主防災会 様

金 額 ￥ ●●, ●●●-

但 ▲▲▲▲ 代

申請年度内(2月末まで)の日付のものが対象です。

2024年 5月 ●●日

宛名は自主防災組織(自治会・町内会)、福祉避難所、複数の自主防災組織からなる連合組織名義のものが対象です。

●● × × 会社

●● 県 ●● 市 ●● 町 ●●-●●

電話 ●●●-●●●●

但書に具体的な「品目名」「個数」「金額」等を記入してもらってください。

品目が多数の場合は、内訳が記載された請求書や納品書等のコピーも併せて添付してください。

レシートと領収書が一体となっているものの例

2024年 5月 ×日

# 領収書

●● 自主防災会 様      ￥ ●●, ●●●-

上記正に領収しました(消費税等 ●●●●円を含みます)

但 備蓄用飲料水 ●L × ●●本

●● × × 株式会社

●● 県 ●● 市 ●● 町 ○-●●

電話 ●●●-●●●●

\*領収証明細\*

2024年 5月 ×日 (△)

● : ●● レジ ●●

備蓄用飲料水 ●●本 ×

@ ●●●

合計 ￥ ●●, ●●●

(内税 ￥ ●, ●●●)

お預かり ￥ ●, ●●●



## 【インターネットを利用して購入する場合について】

近年、インターネットで防災資機材を購入される組織が増えていることに伴い、手続きについて多くのご質問が寄せられていることから、よくある質問集を掲載しますので参考にしてください。

Q1 見積書を発行してもらえない場合どうしたらよいですか。

A1 「販売業者名」「購入資機材の品名」「規格」「単価」等が記載された、検索画面を印刷して代用してください。（以下参照 ※            必須項目）

**見積書が発行されない場合の例**

(販売事業者名)

商品名から検索

🔍

写真

(購入資機材の品名)

(単価) ¥●●, ●●●-

(規格) サイズ: 幅●●m×  
奥行●●m×高さ●●m

重量: ▲▲kg

素材: ×××××××

付属品: ●●●●

(合計金額)

¥●●, ●●●-

カートに入れる

今すぐ購入

「販売業者名」「購入資機材の品名」「規格」「単価」等が記載された商品の検索画面を印刷してご提出ください。

Q2 領収書を発行してもらえない場合どうしたらよいですか。

A2 「販売業者名」「注文日」「宛名」「購入資機材の品名」「個数」「請求金額」等が記載された購入履歴の画面または、発注した際に届く確認メールを印刷して代用してください。

Q3 領収書の宛名が記載されない場合や、個人名義となってしまう場合どうしたらよいですか。

A3 原則、自主防災組織（自治会・町内会等）の名義のものが対象となりますが、クレジットカード決済等で組織員が個人名義で支払いを代行した場合は、『組織員が支払いを代行した』ということを証明する「証明書」（様式集参照）を記入し、自主防災会長（自主防災会長が支払いを代行した場合、副会長または会計）に署名をもらい、領収書に添付してください。

Q4 市から交付決定通知が届き、いざ購入しようとしたら、購入物品の金額が変更されていたのですが、どうしたらよいですか。

A4 価格変動や、購入予定物品が品切れとなったことに伴い、申請時から事業計画に変更が生じた場合、必ず購入前に危機管理課に連絡してください。

## 6 注意事項

- (1) 必ず事業着手前（資機材購入前・訓練等実施前）に申請すること。
  - (2) 補助金交付申請書の提出から交付決定通知まで及び請求書の提出から支払いまで、それぞれ 2週間前後（内容によってはそれ以上）要すること。
  - (3) 申請は 12月末まで、事業完了報告は 翌年2月末までに提出すること。
  - (4) 防災資機材の購入・修繕に係る補助申請は、原則として1組織につき年1回を限度としているため、計画的に申請すること。
  - (5) 書類は組織において記入し、郵送または組織の構成員が持参すること。
  - (6) 天候等により防災訓練を中止した場合、薬剤詰替えに係る補助ができません。（消火器の更新は、防災訓練未実施の場合、2/3以内の補助）
  - (7) 補助金交付申請書の提出後に 計画の内容や金額に変更が生じた場合は、危機管理課に必ず相談すること。
  - (8) 防災倉庫の設置には原則、建築確認申請が必要となり、申請書類の作成を業者に依頼した場合、購入費とは別に費用がかかることがあること。（建築確認申請費も補助対象）
- 三島市のホームページから補助金申請書のダウンロードができます。

三島市HPトップ画面→地震・防災情報→共助→自主防災組織防災資機材

7 交付申請書添付書類一覧（◎：必須 ○：該当する場合 ×：不要）

添付書類名	資機材購入・修繕	地区防災計画書の作成	防災訓練事業	研修・視察事業
補助金等交付申請書	◎	◎	◎	◎
事業計画書	◎	◎	◎	◎
収支予算書	◎	◎	◎	◎
見積書の写し	◎	1社又は2社以上	1社又は2社以上	2社以上
	原則2社以上 ※一業者につき3万円未満の場合見積書1社でも可			
振込先通帳のコピー	◎	◎	◎	◎
消火器台帳	×	×	○	×
			消火器薬剤詰替えまたは買替えの場合	
買替え前の消火器写真	×	×	○	×
			蓄圧式消火器の場合	
自主防災訓練予定申込書（実施計画書）	○	×	◎	○
	訓練を実施する場合			研修・視察の計画書
消火栓・防火水槽使用届	○	×	○	○
	消火栓等を使用する訓練を実施する場合		消火栓等を使用する訓練を実施する場合	
土地所有者の承諾書	○	×	×	×
	防災倉庫設置の場合			
修繕する前の資機材の写真	○	×	×	×
	修繕する場合			

8 完了報告書添付書類一覧（◎：必須 ○：該当する場合 ×：不要）

添付書類名	資機材購入・修繕	地区防災計画書の作成	防災訓練事業	研修・視察事業
補助事業完了報告書	◎	◎	◎	◎
事業実績書	◎	◎	◎	◎
収支決算書	◎	◎	◎	◎
交付・請求書 ※市の様式	◎	◎	◎	◎
領収書の写し	◎	◎	◎	◎
自主防災訓練 実施報告書	○	×	◎	○
	訓練を実施した場合			研修・視察の計画書
消防水利使用 報告書	○	×	○	○
	消火栓等を使用する訓練を実施した場合		消火栓等を使用する訓練を実施した場合	
写真	◎	◎	◎	◎
	購入資機材、修繕後の資機材	印刷、製本後の地区防災計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 購入した米、消火器</li> <li>・ 薬剤詰替えを実施した消火器</li> <li>・ 訓練風景（炊出し訓練、初期消火訓練）</li> </ul>	研修風景

## 令和6年度自主防災活動事業費補助金申請限度額一覧

CD	地区	自主防災会名	世帯数	補助限度額	CD	地区	自主防災会名	世帯数	補助限度額
101	西部	加屋町自治会	240	148,000	307	東部	文教町2丁目自治会	448	189,000
102	西部	清住町自治会	251	150,000	308	東部	文教町西町内会	88	117,000
103	西部	三好町自治会	140	128,000	309	東部	大宮町1丁目自治会	275	155,000
104	西部	西本町町内会	320	164,000	310	東部	大宮町2丁目自治会	370	174,000
105	西部	栄町自治会	330	166,000	311	東部	大宮町3丁目自治会	510	202,000
106	西部	西若町自治会	360	172,000	312	東部	加茂川町1区町内会	555	211,000
107	西部	緑町自治会	387	177,000	313	東部	加茂川町2区自治会	97	119,000
108	西部	南町自治会	430	186,000	314	東部	若松町自治会	563	212,000
109	西部	広小路町自治会	420	184,000	315	東部	加茂町内会	1019	303,000
110	西部	泉町自治会	205	141,000	316	東部	西旭ヶ丘町内会	160	132,000
111	西部	寿町自治会	390	178,000	317	東部	青葉台自治会	51	110,000
201	中部	本町大中島自治会	490	198,000	318	東部	シャルマンコーポ町内会	223	144,000
202	中部	本町小中島町内会	215	143,000	319	東部	市営加茂住宅自治会	25	105,000
203	中部	南本町御殿町内会	12	102,000	320	東部	文教町東岩崎町内会	34	106,000
204	中部	南本町高台町内会	208	141,000	601	中郷	梅名自治会	985	297,000
205	中部	芝本町町内会	316	163,000	602	中郷	中島町内会	600	220,000
206	中部	一番町町内会	500	200,000	603	中郷	大場町内会	800	260,000
207	中部	中央町自治会	196	139,000	604	中郷	多呂自治会	463	192,000
208	中部	中央町2区町内会	80	116,000	605	中郷	北沢町内会	133	126,000
209	中部	北田町町内会	230	146,000	606	中郷	八反畑町内会	266	153,000
210	中部	中田町北町内会	190	138,000	607	中郷	鶴喰自治会	106	121,000
211	中部	中田町南自治会	210	142,000	608	中郷	青木町内会	544	208,000
212	中部	南田町町内会	350	170,000	609	中郷	新谷自治会	321	164,000
213	中部	富田町自治会	223	144,000	610	中郷	玉川自治会	168	133,000
214	中部	文教町1丁目町内会	51	110,000	611	中郷	平田自治会	197	139,000
215	中部	合同宿舎文教住宅自治会	280	156,000	612	中郷	松本町内会	611	222,000
216	中部	幸町町内会	41	108,000	613	中郷	長伏町内会	1195	339,000
217	中部	南本町新御殿町内会	93	118,000	614	中郷	御園町内会	362	172,000
301	東部	大社町自治会	372	174,000	615	中郷	安久町内会	670	234,000
302	東部	東本町1丁目自治会	434	186,000	616	中郷	藤代町町内会	400	180,000
303	東部	東本町2丁目自治会	561	212,000	617	中郷	三島パサディナ自治会	344	168,000
304	東部	日の出町自治会	345	169,000	618	中郷	東大場町内会	880	276,000
305	東部	東町自治会	353	170,000	619	中郷	モナーク三島自治会	83	116,000
306	東部	南二日町自治会	655	231,000	620	中郷	ウイステリア三島青木自治会	71	114,000
					621	中郷	サンステージ向山王の郷自治会	61	112,000
					622	中郷	サンステージ向山はにまるタウン自治会	68	113,000

### 参考

補助限度額＝10万円＋（200円×自主防災会加入世帯数） ※千円未満の端数がある場合は切り捨て

※C級可搬ポンプを購入する場合は補助限度額に40万円を加算

※自主防災倉庫を建てる場合は20万円を加算

※ろ水機を購入する場合は1台につき20万円を加算

CD	地区	自主防災会名	世帯数	補助限度額
401	北上	佐野自治会	219	143,000
402	北上	芙蓉台自治会	890	278,000
403	北上	萩町内会	791	258,000
404	北上	幸原町自治会	651	230,000
405	北上	徳倉第1町内会	411	182,000
406	北上	徳倉第2町内会	490	198,000
407	北上	徳倉第3町内会	545	209,000
408	北上	徳倉第4町内会	515	203,000
409	北上	徳倉第5自治会	515	203,000
410	北上	徳倉第6町内会	476	195,000
411	北上	富士ビレッジ自治会	575	215,000
412	北上	沢地町内会	198	139,000
413	北上	千枚原町内会	155	131,000
414	北上	壱町田1丁目自治会	610	222,000
415	北上	壱町田2丁目自治会	70	114,000
416	北上	光ヶ丘1丁目町内会	292	158,000
417	北上	光ヶ丘3丁目町内会	210	142,000
418	北上	光ヶ丘県営住宅自治会	260	152,000
419	北上	光ヶ丘市営住宅自治会	112	122,000
420	北上	富士見台自治会	505	201,000
421	北上	県営壱町田やまがみ団地自治会	150	130,000
422	北上	東壱町田町内会	142	128,000
423	北上	見晴台自治会	945	289,000
424	北上	サンステージ壱町田自治会	32	106,000
425	北上	シャリエ三島壱町田自治会	75	115,000
426	北上	エンゼルハイム芙蓉台自治会	20	104,000
427	北上	かわせみタウン壱町田自治会	52	110,000
428	北上	マルシオン・マルジュ壱町田自治会	41	108,000
501	錦田	小山中島自治会	173	134,000
502	錦田	小山自治会	210	142,000
503	錦田	谷田自治会	328	165,000
504	錦田	御門自治会	537	207,000
505	錦田	夏梅木町内会	598	219,000
506	錦田	中自治会	294	158,000
507	錦田	竹倉自治会	78	115,000
508	錦田	玉沢町内会	55	111,000
509	錦田	台崎町内会	13	102,000

CD	地区	自主防災会名	世帯数	補助限度額
510	錦田	押切町内会	167	133,000
511	錦田	桜ヶ丘町内会	353	170,000
512	錦田	谷田城の内自治会	45	109,000
513	錦田	東富士見自治会	173	134,000
514	錦田	西富士見町内会	67	113,000
515	錦田	並木自治会	205	141,000
516	錦田	愛宕町内会	17	103,000
517	錦田	川原ヶ谷自治会	300	160,000
518	錦田	雪沢自治会	98	119,000
519	錦田	緑ヶ丘自治会	94	118,000
520	錦田	山田町内会	31	106,000
521	錦田	小沢町内会	20	104,000
522	錦田	旭ヶ丘町内会	487	197,000
523	錦田	元山中自治会	10	102,000
524	錦田	塚原自治会	64	112,000
525	錦田	阿部野町内会	5	101,000
526	錦田	市山新田自治会	41	108,000
527	錦田	三ツ谷自治会	103	120,000
528	錦田	笹原自治会	58	111,000
529	錦田	山中自治会	24	104,000
530	錦田	初音台町内会	385	177,000
531	錦田	山田住宅自治会	32	106,000
532	錦田	塚の台町内会	116	123,000
533	錦田	小山台自治会	69	113,000
534	錦田	柳郷地自治会	250	150,000
535	錦田	ヴァンヴェール遺伝坂自治会	35	107,000
536	錦田	市営柳郷地住宅自治会	78	115,000
537	錦田	三恵台自治会	412	182,000
538	錦田	塚原台町内会	14	102,000
539	錦田	初音町内会	40	108,000
540	錦田	錦が丘自治会	315	163,000
541	錦田	シャリエ三島松が丘自治・防災会	107	121,000
542	錦田	松が丘自治会	123	124,000
543	錦田	市営谷田住宅自治会	27	105,000
544	錦田	箱根坂自治会	11	102,000
545	錦田	塚原下原自治会	27	105,000

参考

補助限度額＝10万円＋（200円×自主防災会加入世帯数） ※千円未満の端数がある場合は切り捨て

※C級可搬ポンプを購入する場合は補助限度額に40万円を加算

※自主防災倉庫を建てる場合は20万円を加算

※ろ水機を購入する場合は1台につき20万円を加算